

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書

要約書

平成30年1月

枚方京田辺環境施設組合

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第9条の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)」の要約書である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1074号)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

目 次

第1章 事業計画の概要	1-1
1-1 事業者の氏名及び住所	1-1
1-2 対象事業の名称	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容	1-1
1-3-1 対象事業の目的	1-1
1-3-2 対象事業の内容	1-2
(1) 対象事業の種類	1-2
(2) 対象事業の規模	1-2
(3) 対象事業実施区域の位置	1-2
(4) 対象事業実施区域の面積	1-2
(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況	1-7
(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果	1-12
(7) 事業計画	1-13
(8) 建設施工計画	1-20
(9) 環境配慮の方針	1-21
第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況	2-1
第3章 計画段階環境配慮書の概要	3-1
3-1 計画段階環境配慮書における検討	3-1
3-2 予測及び評価の結果	3-3
3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	3-3
3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	3-4
(1) 環境影響の程度に係る評価	3-4
(2) 環境基準等との整合	3-4
3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）	3-5
3-3 総合評価	3-6
3-3-1 施設等の配置に関する総合評価	3-6
3-3-2 工作物の構造に関する総合評価	3-6
第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解	4-1
4-1 配慮書の公告及び縦覧等	4-1
4-1-1 公告	4-1
(1) 公告日	4-1
(2) 公告方法	4-1
(3) 周知方法	4-1
4-1-2 縦覧	4-1
4-1-3 意見書	4-2

(1) 意見書の提出期間	4-2
(2) 意見書の提出方法	4-2
(3) 意見書の提出状況	4-2
4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	4-3
(1) 事業計画について	4-3
(2) 計画段階配慮事項の選定について	4-6
(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について	4-7
(4) その他の環境影響について	4-8
(5) その他	4-13
4-3 配慮書についての知事の意見の概要及び事業者の見解	4-14
(1) 全般的事項	4-14
(2) 個別事項	4-14
第5章 環境影響評価の項目の選定	5-1
5-1 環境影響要因の抽出	5-1
5-2 環境影響評価の項目の選定	5-1
第6章 調査、予測及び評価の手法	6-1
第7章 その他規則で定める事項	7-1
7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等	7-1
7-2 方法書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	7-1

第1章 事業計画の概要

1-1 事業者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 対象事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 対象事業の目的及び内容

1-3-1 対象事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

可燃ごみ広域処理施設の整備は、平成27年に基本合意書に基づき設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で検討を行い、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日〔7t/時間〕 × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

(3) 対象事業実施区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか（図 1-3.1～図 1-3.4）

(4) 対象事業実施区域の面積

区域の面積：約60,200m²

（処理施設工区：約35,600m²、市道整備工区：約24,600m²）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する区域については処理施設工区となるが、当該処理施設への国道307号からの進入道路について、京田辺市道として同時期に造成整備される道路が当該処理施設への進入路として利用される。よって、本事業と密接な関係がある事業として、対象事業実施区域に含めて評価を行うこととする。

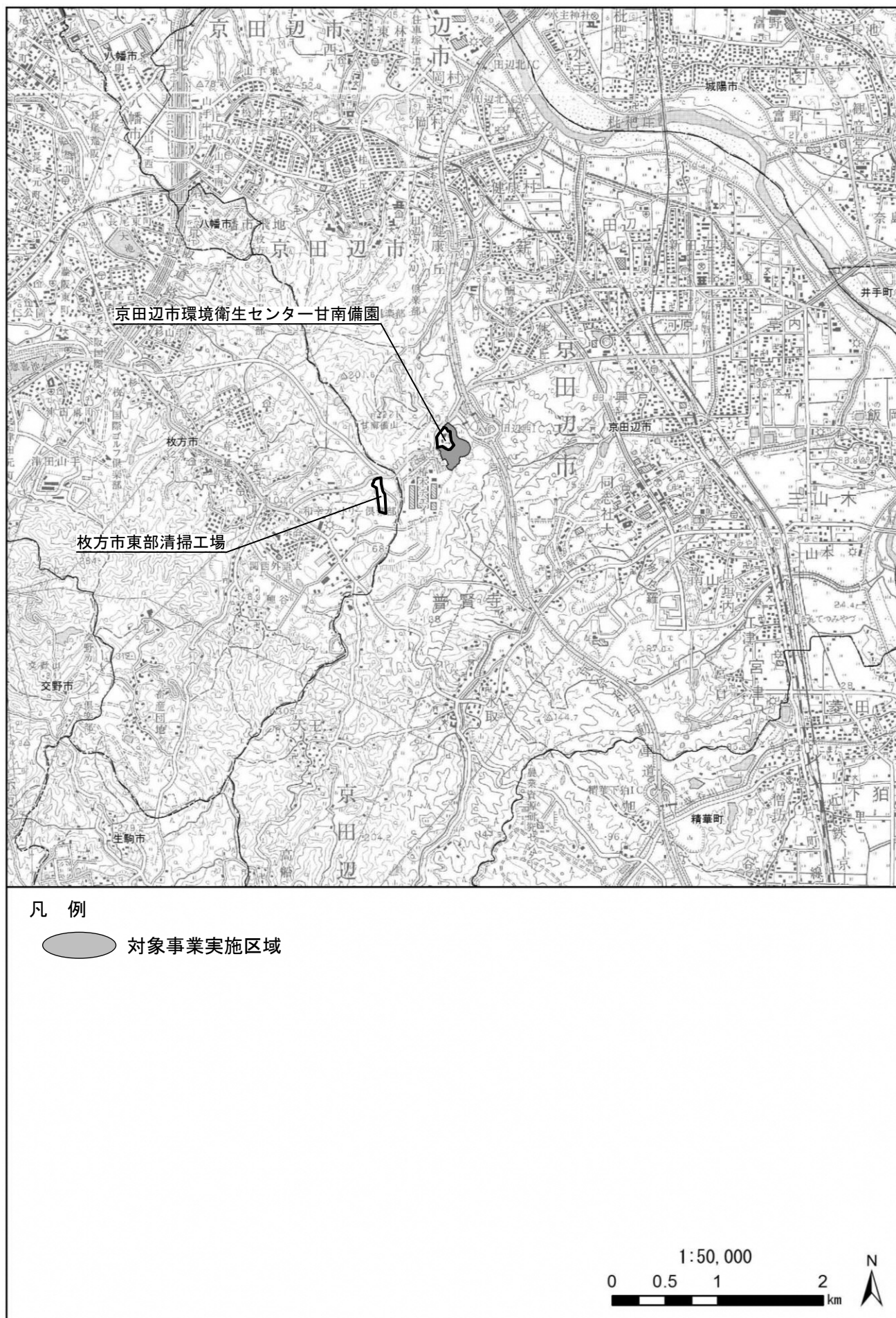


図 1-3.1 対象事業実施区域位置図（広域）

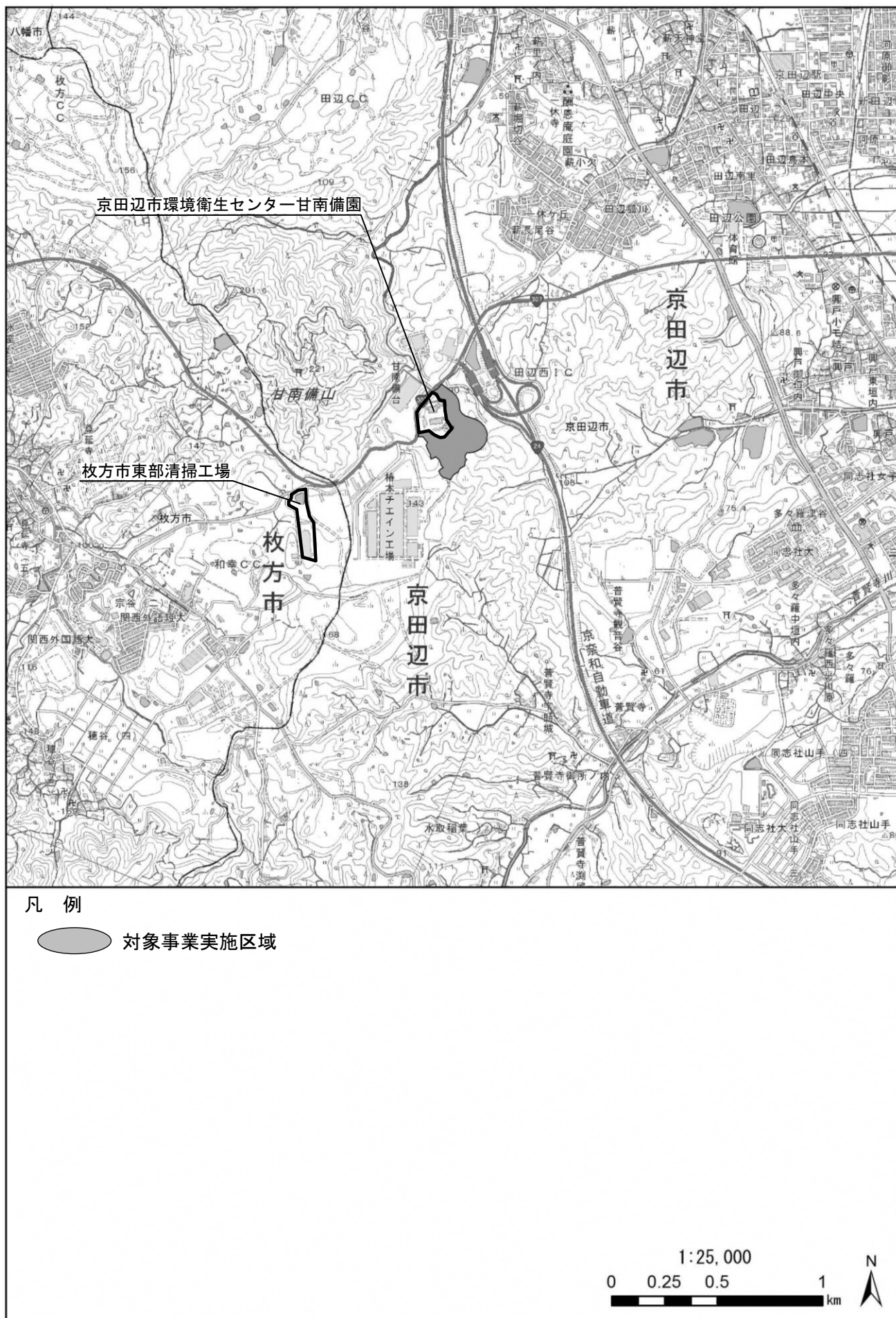
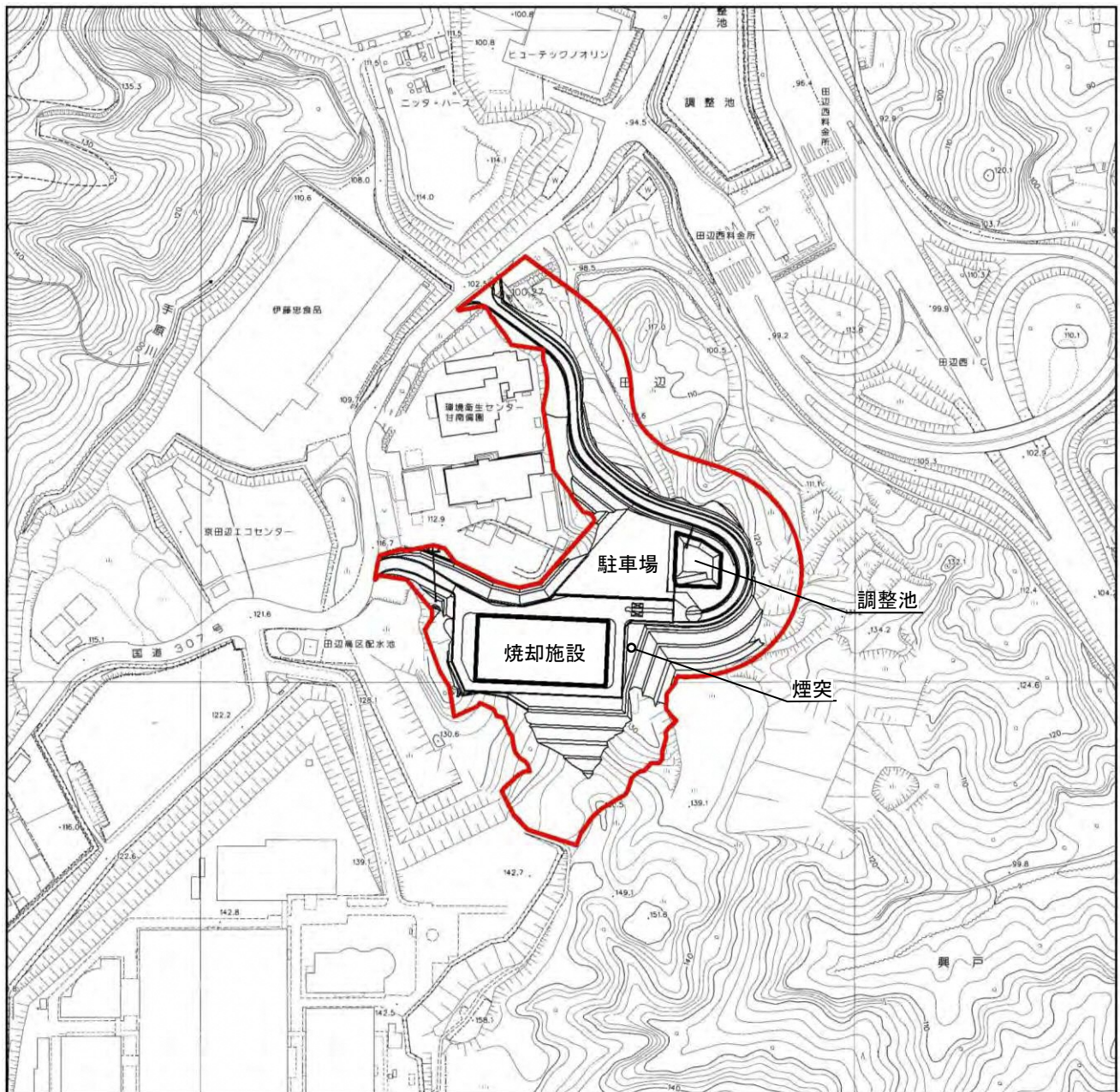


図 1-3.2 対象事業実施区域位置図（周辺）



凡 例

 対象事業実施区域

注. 施設の配置はイメージであり、今後の設計により変更する場合がある。

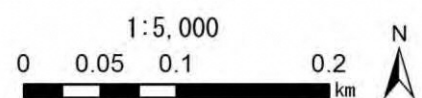


図 1-3.4 施設配置図

(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」(平成9年5月28日、衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、大阪府)を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック(北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州)を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている。

一方、京都府でも、「京都府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、京都府)を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック(丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽)を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。

枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場(120 t/日×2炉)が竣工した。

一方、京田辺市も甘南備園焼却施設(昭和61年稼働)等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、四條畷市・交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況は、図 1-3.5に示すとおりである。

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、枚方市）、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、京田辺市）において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

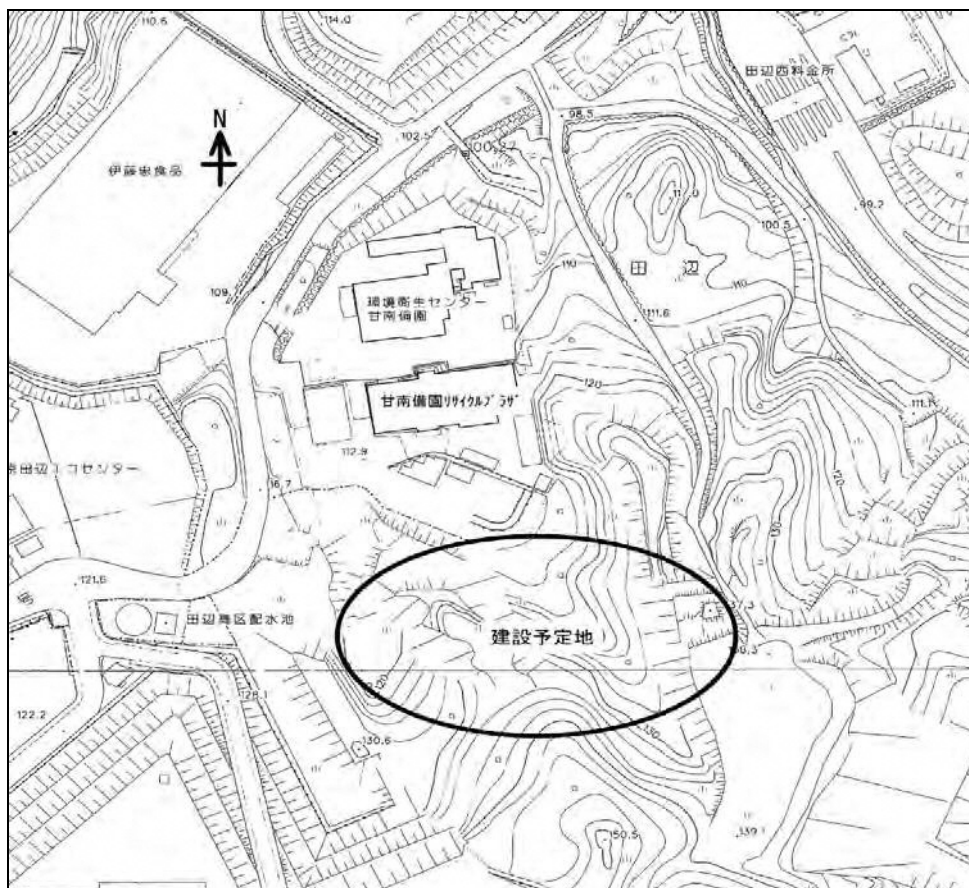
枚方市では、候補地として、ごみ焼却場の都市計画決定を既に受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準（案）」（昭和35年、建設省）や「都市計画運用指針」（平成20年、国土交通省）に示された基準や条件等により検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

一方、京田辺市では、今まで、甘南備園の地域で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書きの許可を受け建設されたが、都市計画決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準（案）や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園の地域（拡張を含む。）が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により住民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなり、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3. 6に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.6 建設予定地の位置図

5) 事業が実施されるべき区域等の設定

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成29年4月10日に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を提出し、同年8月17日に知事意見が送付された。

配慮書においては、4)において述べたとおり、事業実施想定区域及び後の（7）で述べる事業の規模等は既に決まっていることから、設定可能な複数案として、工作物の構造及び施設の配置に関する項目について、表 1-3.1に示すとおり地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案及び煙突排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案をそれぞれ設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。

表 1-3.1 配慮書における複数案

区分	複数案	
造成地盤高さ	X 案	地盤高さ120m
	Y 案	地盤高さ115m
煙突高さ	A 案	煙突高さ100m
	B 案	煙突高さ59m

(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があることから、地盤高さ及び煙突高さについては、以下のとおり、地盤高さ120m、煙突高さ100mとする。

① 地盤高さ

工事中においては、掘削土をすべて場外搬出する場合、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y案（地盤高さ115m）に比べ、X案（地盤高さ120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

配慮書手続において、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中の沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視し、掘削土量及び造成面積の少ないX案（地盤高さ120m）を採用する。

なお、施設供用時においては、地盤高さの違いに応じて接続道路を走行する関係車両から発生する温室効果ガス等の環境負荷の程度が変化することが考えられるとの指摘もあったが、X案及びY案間の地盤高さの違いによる勾配区間の延長差は約80mであることから、その差により生じる温室効果ガス発生量の差分は少ないと考える。

② 煙突高さ

大気質・景観への影響については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないと予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

また、配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見もあった。

煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ100m）を採用する。

また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの2.5倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいと考えられる。

なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。

事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）については、図 1-3.3に示すとおりとし、配慮書における事業実施想定区域から基本的に変更はないが、京田辺市道として整備される進入道路の計画熟度の進捗等により、精度を高め、若干進入道路部分の範囲を狭めたものとした。

(7) 事業計画

可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」(平成28年3月、枚方市・京田辺市)を策定している。

本計画は、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成21年6月)」及び同計画の次期計画である「枚方廃棄物処理基本計画(平成28年3月)」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(平成23年8月)」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年2月)」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて、施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項の整理を行った。

また、配慮書に対する知事意見等を考慮するとともに、住民意見に配慮し、計画地盤高と煙突高さを決定した。

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用(資源循環性)、長期にわたる安定した稼働の確保(安定稼働性)、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト(LCC)の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、表 1-3. 2に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3. 3に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3. 2 規模等の概要

項 目	内 容
種 類	ごみ処理施設
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施 設 規 模 （ 処 理 能 力 ）	168t/日 ^{注2}
計 画 地 盤 高	120m
煙 突 高 さ	100m

注 1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注 2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3. 3 施設規模

項 目	区 分	施設規模	備 考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①＋②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③＋④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①＋③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②＋④
	計	168t/日	①＋②＋③＋④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

① 大気

煙突排出ガスの計画目標値は、表 1-3. 4に示すとおり、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表 1-3. 4 環境保全目標（大気）

項目	排出基準等	計画目標値
ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下、 既設：50以下 ^注	検討中

注) 水銀に係る排出基準の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日である。

② 水質

排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうち、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

可燃ごみ広域処理施設における下水道放流のイメージは、図 1-3. 7のとおりである。

なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例(昭和60年京田辺市条例第18号)において定められている排除下水量別の排除基準のうち、表 1-3. 5に示す排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにする。

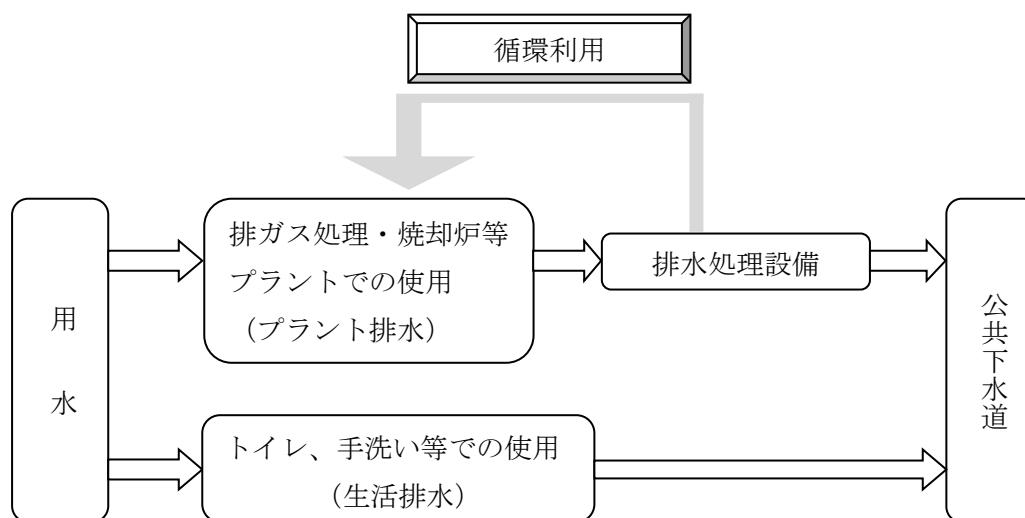


図 1-3. 7 下水道放流のイメージ

表 1-3.5 環境保全目標（水質）

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質量	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
磷含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

③ 悪臭

悪臭については、表 1-3.6に示す悪臭防止法（昭和46年法律第91号）による、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3.6 環境保全目標（悪臭）

〔敷地境界線〕（1号規制）

特定悪臭物質の種類	計画目標値（ppm）	悪臭物質の種類	計画目標値（ppm）
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

〔排出口〕（2号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 q ：流量（ $m^3N/時$ ）

He ：補正された排出口の高さ（ m ）

Cm ：特定悪臭物質の規制基準（ ppm ）

規制対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-------------------	--

〔排水水〕（3号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$C_{Lm}=k \times Cm$$

ここで、 C_{Lm} ：排水水中の濃度（ mg/L ）

k ：係数で、下の表を参照（ mg/L ）

Cm ：悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（ ppm ）

規制対象となる 特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	k の値
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	16
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	3.4
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	5.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	1.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	32
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	6.9
	0.1 m^3 /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	63
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	14
	0.1 m^3 /秒を超える場合	2.9

④ 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、表 1-3. 7に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成21年京田辺市告示第31号）における第4種区域（その他の区域）の規制基準、及び、振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号）における第2種区域の規制基準を環境保全目標とするとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

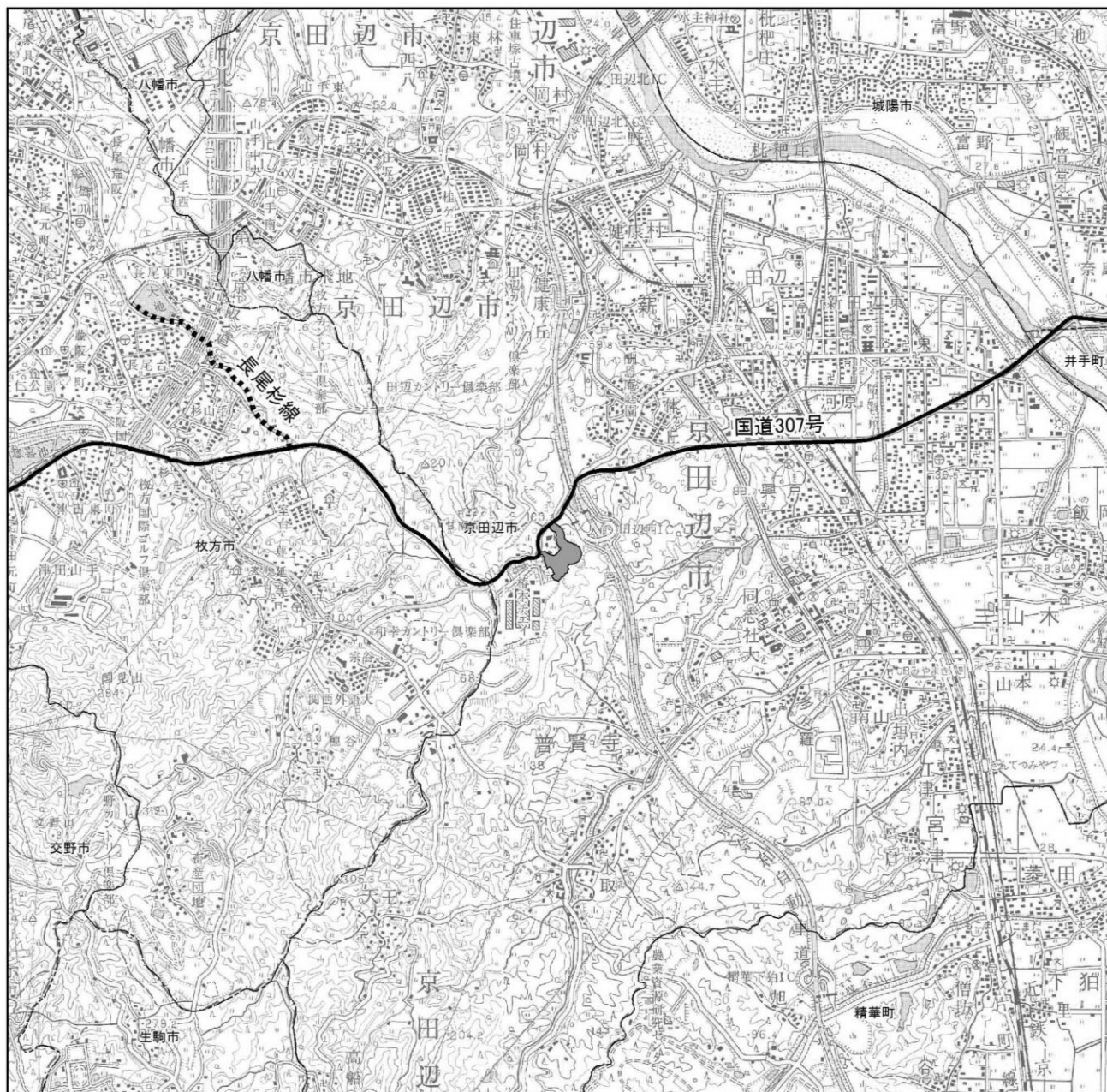
表 1-3. 7 環境保全目標（騒音・振動）

項目		計画目標値
騒音	昼間（午前8時から午後6時まで）	70dB 以下
	朝（午前6時から午前8時まで）	60dB 以下
	夕（午後6時から午後10時まで）	
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB 以下
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	60dB 以下

4）関係車両の主要走行ルート計画

工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、図 1-3. 8に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）
- 関係車両の主要走行ルート（長尾杉線）（計画中）

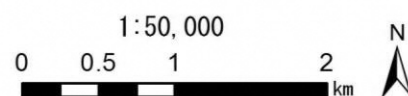


図 1-3.8 関係車両の主要走行ルート図

(8) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.8に示すとおりである。

表 1-3.8 建設施工計画

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
造成工事				
・ 土木造成				
プラント工事				
・ 設計				
・ 施設建設				

(9) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

【工事中】

- ・建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成20年4月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成29年7月、京都府）に準じ、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行う。

【供用時】

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。
- ・施設の供用に伴う排水については、生活排水は公共用水域へは放流せず下水道放流し、プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったのちに場内で循環利用し、余剰なものについてのみ下水道放流とする計画であり、排水量の低減に努めるものとする。

2) 自然環境

【工事中】

- ・降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

【供用時】

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

3) 資源循環・環境負荷

【工事中】

- ・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用にも努める。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの

高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。

【供用時】

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用することを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画であり、水の循環利用を図る。なお、下水道放流する際には、京田辺市公共下水道条例において定められている排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を遵守するものとする。
- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・廃棄物の運搬車両等は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。

4) その他

- ・施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮する。

【参考】

枚方市及び京田辺市の既存の一般廃棄物焼却施設は、表 1-3.9及び図 1-3.9に示すとおりである。

表 1-3.9 枚方市・京田辺市の既存の焼却施設（概要）

	枚方市		京田辺市
施設名称	枚方市穂谷川清掃工場 第3プラント	枚方市東部清掃工場	京田辺市環境衛生センター 甘南備園焼却施設
所在地	大阪府枚方市田口5丁目 1番1号	大阪府枚方市大字尊延寺 2949番地	京都府京田辺市田辺ボケ谷 58番地
竣工年月	昭和63年3月	平成20年12月	昭和61年12月
処理能力	200 t／日 (200 t × 1 炉)	【焼却】240 t／日 (120 t × 2 炉) 【灰溶融】24 t／日 × 2 基 (交互運転)	80 t／16h (40 t × 2 炉)
処理方式	全連続式燃焼式	【焼却】全連続式燃焼式 【灰溶融】燃料式灰溶融	准連続式燃焼式
炉形式	ストーカ炉	【焼却】ストーカ炉 【灰溶融】灰溶融炉	流動床炉

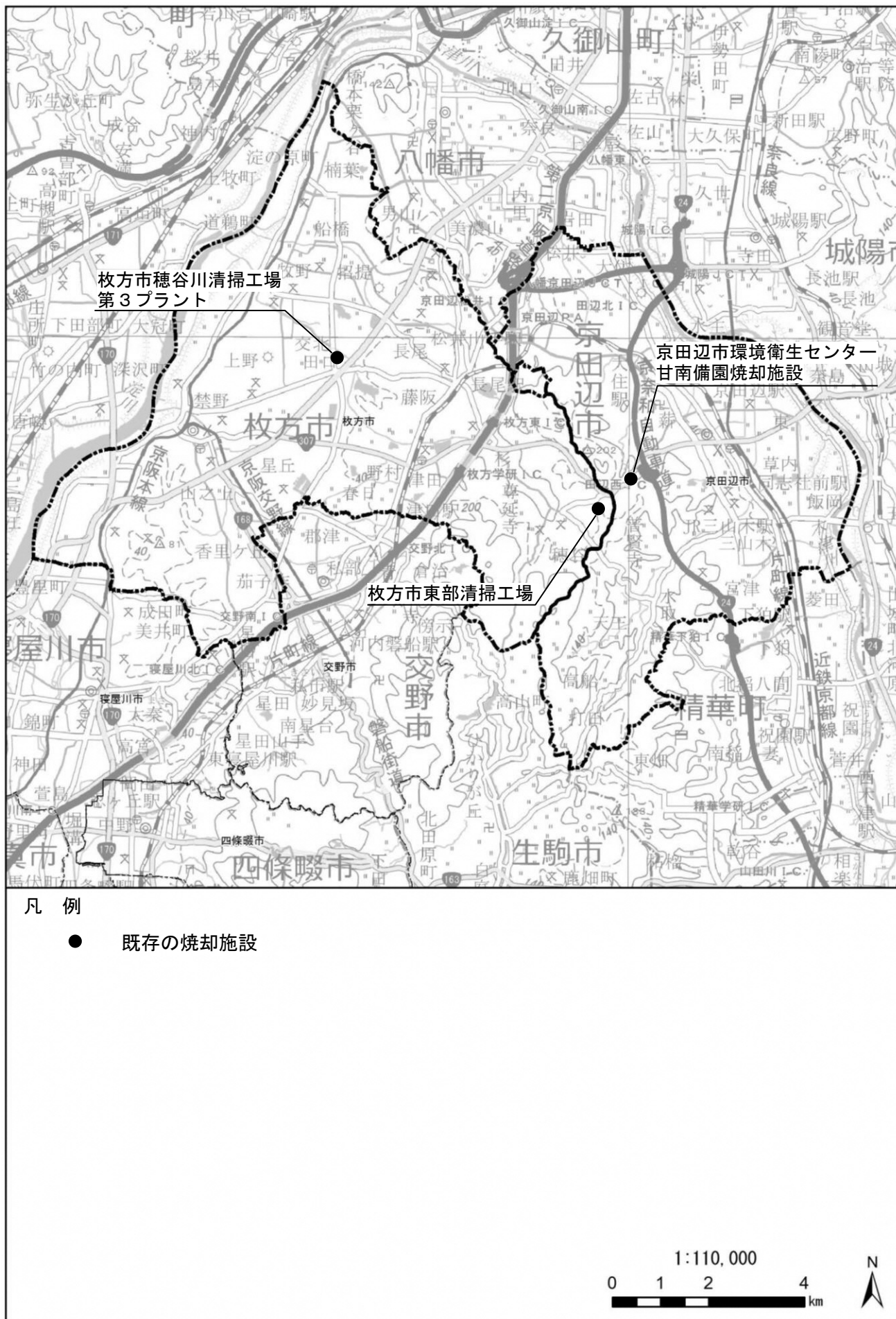


図 1-3.9 枚方市及び京田辺市の既存の焼却施設

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域の中心から半径約1.6kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）と、関連車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道307号の長尾杉線との分岐箇所までを設定した。

調査地域の概要は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1(1) 調査地域及びその地域の概況

項 目		地 域 特 性
自 然 的 状 況	気象	京田辺地域気象観測所での平成 24～28 年の平均値は、年平均気温が 15.6℃、年降水量が 1,642.8mm、年最多風向は東南東、年平均風速は 1.8m/s である。平成 28 年の気象概況は、年平均気温が 16.3℃、年降水量が 1,711.5mm、年平均風速は 1.7m/s である。
	大気質	調査地域周辺では、一般環境大気測定局として田辺局（京田辺市田辺明田）及び王仁公園局（枚方市王仁公園）、第二京阪道路環境監視局として長尾局（枚方市長尾台）及び津田局（枚方市津田東町）で測定が行われている。また、最も近隣のダイオキシン類常時監視地点として、王仁公園局で平成 26 年度まで隔年で測定が行われていた。一般環境大気測定局の結果によれば、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類については環境基準を達成している。
	騒音	調査地域周辺では、京田辺市 10 地点、枚方市 6 地点において自動車騒音測定を実施している。京田辺市の測定地点のうち 4 地点、枚方市の 1 地点で環境基準を超過したが、全ての地点で要請限度値は下回っている。また、枚方市の 3 地点で環境騒音測定を行っている。3 地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。
	振動	調査地域周辺において、5 地点で道路交通振動測定を実施している。全ての地点で要請限度を下回っている。
	悪臭	調査地域周辺では、悪臭に係る測定は実施されていない。
	水象	調査地域周辺には、淀川水系木津川、防賀川や普賢寺川など木津川の支流が流れている。
	水質	調査地域周辺では、防賀川や普賢寺川、手原川、穂谷川など、京田辺市内では 20 地点、枚方市では 2 地点において水質調査が実施されている。京田辺市における健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。
	水底の底質	調査地域周辺では水底の底質に係る測定は実施されていない。
	地下水	調査地域周辺では、概況調査（4 地点）及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する継続監視調査（2 地点）が行われている。また、地下水中のダイオキシンについては、枚方市により 1 地点において測定が実施されている。いずれの地点も環境基準を満足している。
	土壌及び地盤	調査地域周辺の山地及び丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌、乾性褐色森林土壌が大半を占めている。調査地域東側を流れる木津川周辺の低地は中粗粒強グライ土壌、中粗粒褐色低地土壌がみられる。対象事業実施区域の土壌は残積性未熟土壌が大半を占めている。 調査地域における土壌中のダイオキシン類調査は、京田辺市及び枚方市による測定が実施されている。平成 21 年度～平成 28 年度における全 16 地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。また、調査地域周辺では地盤沈下が認められた地域はない。

表 2-1(2) 調査地域及びその地域の概況

項 目	地 域 特 性
地形及び地質	調査地域周辺の地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。対象事業実施区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲われている。なお、調査地域に活断層は分布していない。 調査地域周辺の地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。対象事業実施区域の地質は礫が大半を占めている。 なお、調査地域周辺における、学術上又は希少性の観点から選定した重要な地形は、浜新田の自然堤防、京阪奈丘陵、枚方の中位段丘層、地質は京田辺市甘南備山の水晶である。
自然現象	調査地域及びその周辺に重要な自然現象はない。
動物	対象事業実施区域周辺で確認されている動物の生息状況は以下のとおりである。 哺乳類は 6 目 10 科 17 種が確認されており、重要な種はカヤネズミやホンドキツネなど 4 種が確認されている。 鳥類は 15 目 35 科 93 種が確認されており、重要な種はヒバリやオオヨシキリ、コシアカツバメなど 30 種が確認されている。 爬虫類は 2 目 7 科 12 種が確認されており、重要な種はニホンイシガメやジムグリやヒバカリなど 8 種が確認されている。 両生類は 2 目 7 科 10 種が確認されており、重要な種はアカハライモリやトノサマガエルなど 8 種が確認されている。 陸上昆虫類は 17 目 198 科 1,092 種が確認されており、重要な種は、ゲンジボタルやミズスマシ、ミドリシジミなど 60 種が確認されている。 魚類は 5 目 9 科 25 種が確認されており、重要な種はドジョウやミナミメダカなど 5 種が確認されている。 底生動物は 16 目 41 科 68 種が確認されており、重要な種はコカクツツトビケラやヌマエビなど 6 種が確認されている。
植物	対象事業実施区域周辺で植物は 147 科 892 種が確認されている。重要な種はコウホネやフサモ、カナビキソウ、コ克蘭など 65 種が確認されている。 調査地域周辺の植生の状況は、平地の市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布しており、丘陵地の一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキ-コナラ群集が優占するが、山裾を中心に竹林が広く分布している。そのほか、部分的にモチツツジ-アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。 調査地域周辺の重要な植物群落は、枚方市の「菅原神社のシイ林」と京田辺市の「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」がある。
生態系	調査地域周辺は、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。これらを基盤として、哺乳類のアカネズミ、カヤネズミ、鳥類のホオジロ、カワラヒワ、両生類のニホンアマガエルやトノサマガエル、昆虫類のショウリョウバッタやヤマトシジミ、魚類のカワムツやミナミメダカといった小動物が生息する。さらに、それらの動物を捕食する哺乳類のホンドキツネや、鳥類のアオサギ、サシバ等が生態系の上位種として位置づけられる。そのほか、調査地域の重要な生態系として京田辺多々羅のコナラ群落及びアカマツ群落、穂谷・尊延寺及び淀川ワンド群が選定されている。

表 2-1(3) 調査地域及びその地域の概況

項 目		地 域 特 性
自 然 的 状 況	景観	調査地域周辺の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵があげられる。 調査地域周辺の景観資源としては、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然 200 選に記載されている飯岡丘陵などがあげられる。
	人と自然との 触れ合いの活 動の場の状況	調査地域周辺には、甘南備山や、西側に位置する国見山、交野山などにはハイキングコースがある。また、京田辺市野外活動センターや枚方市野外活動センターは、キャンプ場などレクリエーション施設として利用されている。そのほか、調査地域の北東を流れる木津川の河川敷には運動公園、防賀川沿いには緑道があり、その中心部にスポーツ施設を併設した防賀川公園がある。
	その他	京田辺市及び枚方市の公害苦情件数（平成 27 年度）は、京田辺市では大気汚染（16 件）、騒音（9 件）、悪臭（2 件）の順で、枚方市では騒音（44 件）、大気汚染（17 件）、水質汚濁（10 件）の順で多く、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。
社 会 的 ・ 文 化 的 状 況	人口	京田辺市及び枚方市の平成 28 年の人口・世帯数は、京田辺市で 67,466 人、27,712 世帯、枚方市で 406,133 人、176,645 世帯となっている。また、人口密度は京田辺市で 1,572 人/km ² 、枚方市で 6,237 人/km ² となっている。人口の推移は、京田辺市は平成 24 年以降増加傾向を維持しており、枚方市は平成 24 年以降減少傾向となっている。また、京田辺市及び枚方市の人口動態は、京田辺市では、平成 25 年以降も継続して自然動態、社会動態ともに増加を示しているが、枚方市では、平成 25 年以降、自然動態及び社会動態ともに減少している。
	産業	京田辺市及び枚方市の平成 12 年以降 10 年間の産業別人口の総数（就業者数合計）は、京田辺市で増加しており、枚方市では減少している。産業別の就業者数では、京田辺市で第 3 次産業が増加し、第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少している。枚方市では、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業とも減少している。なお、平成 22 年の第 3 次産業の就業者割合は、京田辺市 68.7%、枚方市 70.3%と高い割合を占めている。
	行政区画	対象事業実施区域は京田辺市内で、枚方市境界付近に位置している。
	土地利用 の状況	京田辺市及び枚方市の地目別土地面積は、京田辺市は山林及び田が占める割合が多く、枚方市は宅地の占める割合が多い。また、対象事業実施区域の現況土地利用は山林である。 調査地域周辺の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン（平成 29 年 11 月）によると、対象事業実施区域周辺は中部地域の都市型産業ゾーン及び公共公益ゾーンに位置づけられており、環境にやさしく、かつ生産性の高い工場や流通施設が集積する産業ゾーンを目指すこと、並びにごみ焼却施設の更新及び緊急輸送路の結節点（田辺西インターチェンジ）という立地特性を活かし、防災拠点とすることが示されている。また、枚方市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）によると、調査地域は東部地域に位置付けられており、便利で快適に暮らせる都市、都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市、安心安全の都市、水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくりを目指すことが示されている。
	河川並び に地下水 の利用の 状況	京田辺市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。木津川の漁業権者は木津川漁業協同組合であり、あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類が対象魚種になっている。
	交通の状 況	調査地域周辺の交通網は、国道では、対象事業実施区域の北に国道 307 号が東西に延びるほか、対象事業実施区域の東には国道 24 号（京奈道路）が南北に延びている。このほか、調査地域の西側には国道 1 号（第二京阪道路）が南北に延びている。府道としては、八幡木津線や枚方山城線が南北に伸びるほか、生駒井手線が対象事業実施区域の南に延びている。さらに調査地域の北西部では交野久御山線、長尾八幡線や枚方高槻線等が集まっている。

表 2-1(4) 調査地域及びその地域の概況

項 目		地 域 特 性
社会的・文化的状況	交通の状況	京田辺市及び枚方市の自動車保有台数総数をみると、平成 27 年度末現在、京田辺市 35,760 台、枚方市 162,201 台で、両市とも乗用車及び軽自動車の保有台数が多い。 調査地域を通過する鉄道は、JR 学研都市線（片町線）及び近鉄京都線がある。鉄道駅は枚方市内に長尾駅、京田辺市内に松井山手駅、大住駅、同志社前駅、新田辺駅、近鉄宮津駅など 10 駅がある。
	学校、病院等	調査地域周辺には保育所 11 施設、幼稚園 12 施設、小学校 13 校、中学校 6 校、高等学校 2 校、専門学校 1 校、大学は 3 校がある。また、病院は 5 施設、福祉施設は 8 施設、文化施設は 9 施設ある。そのうち、環境保全について特に配慮が必要な学校等は 4 施設、社会福祉施設は 1 施設がある。 このほか、京田辺市の薪長尾谷、田辺、枚方市の尊延寺や氷室台、杉山手などに住宅地が分布している。対象事業実施区域に隣接した住宅地はない。
	日照の状況	対象事業実施区域の周囲は、丘陵地に位置しており、周辺にはパッチ状に工場が立地している。北側は国道 307 号線、東側は京奈和自動車道と接している。周囲に高層建築物は立地していない。
	電波の状況	調査地域周辺は大阪局と京都局によりテレビ電波が広範囲に送信されており、田辺大住や枚方尊延寺などに中継局が設置されている。
	廃棄物等の状況	京田辺市及び枚方市の平成 27 年度ごみ総排出量は、京田辺市 20,804 t、枚方市 126,901 t で、平成 26 年度と比較して、京田辺市は微増、枚方市は減少している。平成 27 年度の資源化量は京田辺市 3,108 t、枚方市 26,940 t で、リサイクル率は京田辺市 14.93%、枚方市 21.23%となっている。直接焼却量は、京田辺市 15,908 t、枚方市 93,778 t となっている。 京田辺市及び枚方市の位置する京都府及び大阪府における産業廃棄物発生量（平成 25 年度）は、京都府では 4,741,540 t、大阪府では 11,743,100 t となっている。
	上水道及び下水道の整備の状況	京田辺市及び枚方市の上水道の給水普及率は京田辺市 99.50%、枚方市 99.97%となっている。また、京田辺市及び枚方市の下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市 98.2%、枚方市 95.0%、また、計画面積比の普及率は、京田辺市 85.7%、枚方市 63.9%となっている。
	用途地域の指定状況	調査地域周辺は都市計画区域に指定されており、一部に用途地域が指定されている。対象事業実施区域の一部は工業専用地域に指定されているが、大半は用途地域の指定がない。 また、枚方市では平成 29 年 3 月 10 日に、東部大阪都市計画道路に係る都市計画の変更を行い、長尾杉線（東部大阪都市計画道路 3・5・210-60）の追加を決定した。
	土地利用計画	調査地域周辺には森林地域、農業地域及び市街化調整区域が位置している。対象事業実施区域には森林地域及び市街化調整区域が位置している。
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況	【環境法令等】 ●生活環境 ○大気汚染防止法 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。 ○騒音規制法 対象事業実施区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。 ○振動規制法 対象事業実施区域は、振動について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。 ○悪臭防止法 調査地域は、悪臭原因物の排出を規制する地域として指定された地域内に存在する。

表 2-1(5) 調査地域及びその地域の概況

項 目	地 域 特 性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況 社 会 的 ・ 文 化 的 状 況	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。 ○水質汚濁防止法 調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に係りのある地域として指定された指定地域に属する。 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。 ○土壤汚染対策法 対象事業実施区域及び調査地域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していない。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 調査地域には指定区域が2箇所、調査地域周辺には2箇所存在している。 ○枚方市公害防止条例 対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。 ○京田辺市地下水保全要綱 対象事業実施区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。 ●自然環境 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。 ○森林法 対象事業実施区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。 ○枚方市緑化指導要綱 調査地域には保存樹木・保存樹林は存在しない。 ○京田辺市緑化推進指導要綱 現在、京田辺市内では、樹木保存地は指定されていない。 ●土地利用 ○国土利用計画法 対象事業実施区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。 ○生産緑地法 調査地域周辺には生産緑地が存在するが、対象事業実施区域には生産緑地地区の指定はない。 ○砂防法 調査地域の枚方市域一帯、京田辺市の一部に砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域に砂防指定地はない。 ○地すべり等防止法 調査地域周辺には京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、調査地域及び対象事業実施区域に地すべり防止区域はない。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 調査地域周辺には、京田辺市の天王地区等に急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、調査地域及び対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域はない。 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

表 2-1(6) 調査地域及びその地域の概況

項 目	地 域 特 性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況 社会的・文化的状況	【公害の防止に係る規制の状況】 ●大気汚染 ○環境基本法 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められている。 ○大気汚染防止法 工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（塩化水素、窒素酸化物、水銀）の排出規制が定められており、京田辺市については硫黄酸化物の指定地域に指定されている。 ○京都府環境を守り育てる条例 有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が本事業に適用される。 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例 廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類の大気排出基準が定められている。 ○廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準が定められている。 ●騒音 ○環境基本法 騒音に係る環境基準が定められている。調査地域周辺には環境基本法に基づく地域の類型があるが、対象事業実施区域はいずれの地域にも指定されていない。ただし、対象事業実施区域の一部は、幹線道路を担う道路に近接する区域の基準の適用を受ける。 ○騒音規制法 特定施設を設置する特定工場等における騒音に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準、自動車騒音の要請限度が定められている。調査地域には騒音規制法に基づく規制区域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。 ○京都府環境を守り育てる条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められており、規制基準は特定工場等において発生する騒音規制法に基づいた規制基準と同じである。 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。 ●振動 ○振動規制法 特定施設を設置する特定工場等における振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。調査地域には振動規制法に基づく規制区域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。

表 2-1(7) 調査地域及びその地域の概況

項 目	地 域 特 性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況 社会的・文化的状況	○京都府環境を守り育てる条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動等の規制基準が定められており、規制基準は振動規制法に基づいた特定工場等において発生する振動の規制基準と同じ基準である。 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。 ●悪臭 ○悪臭防止法 調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、対象事業実施区域は京田辺市の A 地域に指定されている。 ●水質 ○環境基本法 公共用水域及び地下水を対象として環境基準が定められている。 ・人の健康の保護に関する環境基準 ・生活環境の保全に関する環境基準 ・地下水の水質汚濁に関する環境基準 調査地域周辺を流れる木津川は A 類型及び生物 B 類型に、船橋川及び穂谷川は B 類型及び生物 B 類型に指定されている。 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準が定められている。 ○水質汚濁防止法 公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。また、京都府域においては、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の範囲をより小規模な特定事業場にまで上げた上乗せ基準（水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例）、および横出し基準（京都府環境を守り育てる条例）がある。上乗せ排水基準及び横出し基準のニッケル含有量の排水基準は、本事業に適用される。 ・排水基準（有害物質に係る排水基準） ・排水基準（生活環境に係る排水基準） ・総量規制基準 ・地下水の浸透基準 そのほか、大阪府域における上乗せ基準（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例）や、特定事業場に適用される横出し基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。 ○ダイオキシン類対策特別措置法 水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。 ○枚方公害防止条例 すべての工場・事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準及び有害物質に係る地下水の浸透基準を定めているが、対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。 ○下水道法 下水道への排水に適用される排除基準が設けられている。本事業においては、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、京田辺市の公共下水道へ放流を行う計画であり、京田辺市公共下水道条例の下水排除基準の適用を受ける。 ・京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準 ・枚方市下水道条例に基づく排除基準

表 2-1(8) 調査地域及びその地域の概況

項 目	地 域 特 性
社会的・文化的状況	●土壌汚染 ○環境基本法 土壌の汚染に係る環境基準が定められている。 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。 ○土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例 土壌対策汚染法では、土壌汚染に係る区域指定の基準を定めている。 大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法における特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質としている。対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。 ●その他 ○京都府建築基準法施行条例 都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。対象事業実施区域は対象区域に該当しない。 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）に該当する。
	環境保全に関する計画等 京都府及び大阪府、京田辺市、枚方市が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。 ・新京都府環境基本計画（平成 22 年、京都府） ・大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 28 年、大阪府） ・京都地域公害防止計画（平成 24 年、京都府） ・第 9 次大阪地域公害防止計画（平成 24 年、大阪府） ・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第 3 次〕（平成 25 年、大阪府） ・京都府地球温暖化対策推進計画（平成 23 年、京都府） ・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 27 年、大阪府） ・京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 25 年、京田辺市） ・枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 25 年、枚方市） ・京都府ごみ処理広域化計画（平成 11 年、京都府） ・大阪府ごみ処理広域化計画（平成 11 年、大阪府） ・京都府循環型社会形成計画(第 2 期)（平成 29 年、京都府） ・大阪府循環型社会推進計画（平成 28 年、大阪府） ・第 2 次京田辺市環境基本計画（平成 27 年、京田辺市） ・第 2 次枚方市環境基本計画（平成 23 年、枚方市） ・みどりの大阪推進計画（平成 21 年、大阪府） ・枚方しみどりの基本計画（平成 28 年、枚方市） ・大阪府景観計画（平成 24 年、大阪府） ・枚方市景観計画（平成 28 年、枚方市）
	文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況 京田辺市では 74 件、枚方市では 64 件の文化財が登録・指定されている。調査地域周辺には建造物や美術工芸品などの文化財が 68 件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が 147 箇所分布している。

第3章 計画段階環境配慮書の概要

3-1 計画段階環境配慮書における検討

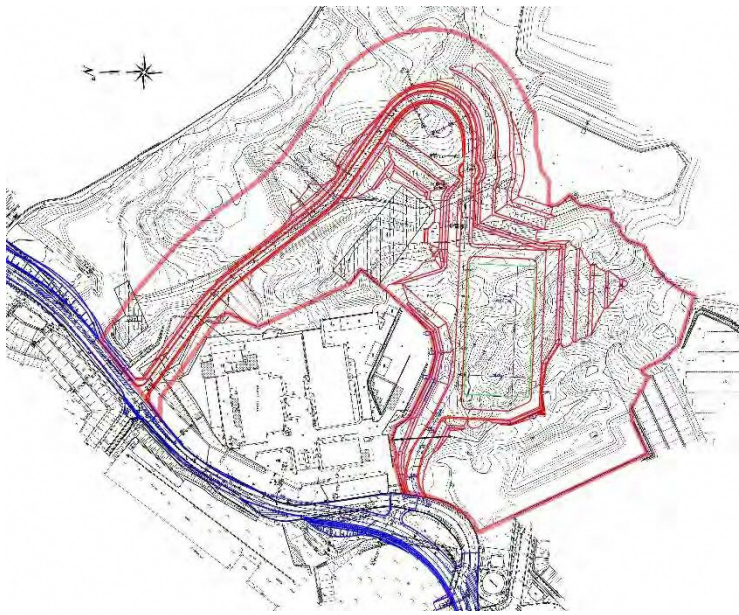
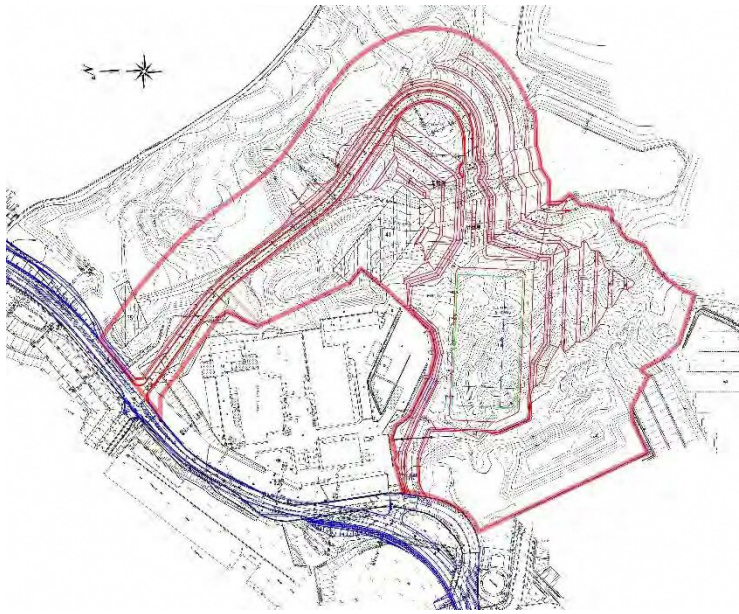
本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成 29 年 4 月 10 日に計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を提出し、平成 29 年 8 月 17 日に知事意見が送付された。

本事業に関して事業実施想定区域の設定について既に、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されていることから、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階環境配慮事項の検討を行った。設定した複数案は、表 3-1.1 に示すとおりである。

なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第 3 プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション(当該事業を実施しない案)は設定していない。

これらの複数案について、工事の実施における計画段階配慮事項として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

表 3-1.1 複数案の設定

区分	複数案		概要
施設等の配置	X案	・造成箇所の計画地盤高を120mとする案 	造成規模の縮小に留意した案である。
	Y案	・造成箇所の計画地盤高を115mとする案 	幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。
工作物の構造	A案	煙突高さを100mとする案	近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。
	B案	煙突高さを59mとする案	全国的に採用実績の多い案である。

3-2 予測及び評価の結果

計画段階環境配慮書で示した複数案に係る計画段階配慮事項の予測・評価の内容は、次に示すとおりである。

3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

設定した複数案における大気質・騒音・振動に対する影響の程度の評価結果は表 3-2.1に示すとおりであり、X案はY案に比べ残土等運搬車両台数が少ないことから、影響の程度は相対的に小さくなるものと評価した。

表 3-2.1 評価結果（大気質・騒音・振動）

複数案	X案（計画地盤高120m）	Y案（計画地盤高115m）
大気質・騒音・振動に対する影響の程度	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

なお、事業の実施に当たっては、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

（１）環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度は、表 3-2.2に示すとおりである。これによると、全ての予測項目でB案（煙突高さ59m）のほうがA案（煙突高さ100m）より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。

表 3-2.2 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm
	B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm
	B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³

（２）環境基準等との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 3-2.3に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準を下回ると評価される。

表 3-2.3 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） (BG濃度+寄与濃度)	日平均値の 2%除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.005ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下
	B案：59m	0.002ppm	0.005ppm	
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.030ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
	B案：59m	0.014ppm	0.030ppm	
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	—	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	—	

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、表 3-2.4に示すとおりであり、両案間の眺望景観への影響の程度の差は小さいものと評価した。

表 3-2.4 評価結果（景観）

複数案	A案（煙突高さ100m）	B案（煙突高さ59m）
眺望景観に対する影響の程度	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

3-3 総合評価

3-3-1 施設等の配置に関する総合評価

施設等の配置に関する計画段階配慮事項（大気質・騒音・振動）の複数案間の評価結果は、表 3-3.1 に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、Y 案（計画地盤高115m）に比べ、X 案（計画地盤高120m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.1 総合評価（施設等の配置）

複数案	X 案 (計画地盤高120m)	Y 案 (計画地盤高115m)
総合評価	Y 案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y 案に比べ相対的に小さくなる。	X 案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X 案に比べ相対的に大きくなる。

3-3-2 工作物の構造に関する総合評価

工作物の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 3-3.2 に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、B 案（煙突高さ59m）に比べ、A 案（煙突高さ100m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.2 総合評価（工作物の構造）

複数案	A 案 (煙突高さ100m)	B 案 (煙突高さ59m)
総合評価	大気質の影響は、B 案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B 案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。	大気質の影響は、A 案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A 案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

4-1 配慮書の公告及び縦覧等

4-1-1 公告

(1) 公告日

平成29年4月25日（火）

(2) 公告方法

京都府公報 第2873号（平成29年4月25日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

4-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 29 年 4 月 25 日（火）から 5 月 24 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺 80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷 58		
枚方京田辺環境施設組合事務所	枚方市大字尊延寺 2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町 2 丁目 1 の 20（枚方市役所別館 6 階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町 2 の 17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘 3 丁目 13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3		

4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月25日（火）から6月7日（水）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通であった。

4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書の公告、縦覧に伴い提出された配慮書についての住民等の意見は13通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画について

No	住民等の意見	事業者の見解
①	煙突高さ	
1	呼吸疾患を有する一市民の立場として、安心安全で快適な暮らしを求める観点から1環境基準および2眺望景観を踏まえて考察すると、今回の可燃ごみ広域処理施設建設に際しては環境基準を重視すべき（将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアを目指すべき）だと考えます。 枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、枚方東部清掃工場の煙突の高さと同じ 100m 以上とし、煙突の頂点は、同工場と同一以上の標高とすることが適正・適切との意見を表明いたします。	本施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設ですが、一方で、施設を整備するにあたっては、周辺住民の方々の健康のほか環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があると考えています。 配慮書に示す大気質の予測結果では、A案（煙突高さ 100m）とB案（煙突高さ 59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないとして予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はありますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m 枚方市東部清掃工場と同様）を採用することとしました。また、煙突の高さが十分に高くない場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなるとされており、そのような観点からも煙突高さはB案より高いA案とした方が望ましいと考えています。
2	煙突高さと風向、風速または地形（山の位置、高さ、形状）との関係で煙突からの煙の排向が定まらないなかで、ダウンウォッシュ的なことも否定できない。煙突高さをできるだけ高くして拡散希釈をはかるべき。	今後の施設計画の詳細の検討にあたっては、コスト削減にも留意し、建設費と維持管理費を合わせたライフサイクルコストの削減ができるように努めます。
3	可燃ごみ広域処理施設の建設に際しては、環境基準を重視すべきです。将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアが必要と考えます。 今回、建設される枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、100m 以上とし、煙突の頂点は、枚方市東部清掃工場以上の標高とすることが適切であります。	また、施設の建設にあたっては、煙突排出ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。
4	市の環境に対しての影響が少しでも低くなるよう希望しております。 現在、京田辺市の自然多き環境において、快適に生活をしているため、この良い環境を維持できることを望んでいます。安心安全な快適である暮らしを望んでおります。 煙突の高さについて 100m でご検討頂けるよう意見をお送りします。	なお、方法書以降の手続きにおいては、調査地域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、検討された施設計画等に基づく詳細な影響予測を改めて実施し、十分な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を行います。
5	清掃工場建設における環境技術基準が日々向上するなかで、近くにある枚方東部清掃工場が建設されたときの諸条件や各種目標値より優位となる施設を建設すべきであると思います。今回の配慮書では排煙が放出される高さをできるだけ高い位置（枚方東部より高く）とし、排煙拡散に配慮すべき（排煙ができるだけ上昇するようにしてほしい）と思う。	

No	住民等の意見	事業者の見解
6	新規に建設する焼却場は、既存隣接施設に比べて、より環境に配慮した優位な施設（排煙が位置をより高くし、大気中に散らばりやすくした施設）とすべきである。 新規施設については、最終的に排煙が出る位置（高さ）と既存隣接する枚方東部焼却場の煙突先の高さよりも高くしていただきたい。	(見解は 4-3 頁を御覧ください。)
7	費用対効果に関する記載が一切ないこと。（配慮書では、費用を考慮せず、環境に最善の配慮を尽くしているものかもしれませんが。） 新施設に設置される煙突の高さについて、全国的に採用実績が多い 59m の B 案（案配慮書（P3-3））で環境基準を満たしているのであれば、B 案で問題ないように感じたこと。 以上より、施設の配置に関する X 案と Y 案及び工作物の構造に関する A 案と B 案の比較において、費用対効果も考慮して案を選択していただければと思います。特に、工作物に関する A 案と B 案では、費用対効果において B 案が優れているのであれば、B 案で十分と感じます。	
8	いずれの案も大きな差異がない前提の意見となりますが、要約書にある「環境基準等との整合」の中で「煙突の高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 4-2.8 に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される」と記載されていますが、環境以外の要因として、例えば、費用対効果が高い案はどれか等を具体的に検討すべきだと思います。	
9	特に煙突における 2 つの案については、環境負荷と景観の点で十分に考察されていると思うのですが、大きな差と言えるものは寄与濃度のみであり、煙突を高くすればその分数値が低くなる数字であることを考慮すれば、この差も B 案を採用する利点とまでは言えないと考えます。私は、専門的な知識を有するわけではありません。ですが、煙突を 100m に設定するのか、59m に設定するのかでは、煙突自体が大きくなることに加え、煙突を支える基礎部分の強度等から建設費用に大きな差があるであろうと推定することは容易です。また、全国的に多く採用されている B 案に対しての A 案は、枚方東部清掃工場の煙突が 100m である為採用されたのかもしれないのですが、何故枚方東部清掃工場の煙突が 100m であるのかにも疑問を持ちます。 ごみ処理施設配置についての X 案、Y 案と煙突に関する A 案、B 案双方にいえることであると思いますが、環境負荷の低い案を採用することによる建設費用に言及がなされていないことに疑問を感じました。	

No	住民等の意見	事業者の見解
10	私たちの暮らしに必要な施設を建てるのなら、市民にとっても周辺地域の人たちにとっても、そして自然にとっても負荷が小さいものが選ばれることを切に願っています。 煙突から出る煙の値が、いずれも環境基準よりもすごく小さくなるようなら、影響範囲が小さいほうが良いように思います。	煙突排ガスの最大着地濃度地点までの距離は、B案（59m 案）の方が、A案（100m 案）よりわずかに近くなると予測しており、いずれの案においても、環境に重大な影響は生じることではないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。 なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、環境基準の達成は十分図られるものと想定されますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m）を採用することとしました。 また、施設の建設にあたっては、排ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。
11	煙突の高さは59mとする案と100m以上とする案があるが、大気への影響を考えると、新しい施設を設置することで大きな影響は生じないと思われます。 施設の近くに住む者として、新しい煙突と枚方市の煙突と2本そびえたつのは良いと思わないです。 建設費用が安くすみ、景観にも優れている煙突高さ59mがよいと思います。	煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても重大な環境影響は生じることではないと予測されましたが、環境保全性重視の観点から、より寄与濃度の低いA案を採用することとします。 景観への影響の観点については、予測対象とした既存文献等より抽出した主要な眺望点からの眺望景観の変化については、大きな差はないと予測しています。
12	配慮書に示されている煙突の高さはできるだけ低い方がいいです。 計画地の隣に、京田辺市の焼却場、甘南備園がありますが、これ以上の性能の施設ができるのであれば、大気に大きな影響はないので、少しでも施設が景観になじむようにしてほしいです。	なお、方法書段階以降においては、今後の詳細な施設計画等を踏まえつつ、配慮書で対象とした主要な眺望点に加え、不特定多数の人が行き交うその他の場所等からの煙突の見え方等についても検討したうえで、景観影響の低減に努めます。

No	住民等の意見	事業者の見解
② 広域処理		
13	京田辺市では市民に十分な説明がありません。ごみ広域化については住民に十分な説明をして下さい。	ごみ処理の広域化については、国における平成9年の「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を受けて、平成11年3月には大阪府及び京都府の両府において、ごみ処理広域化計画が策定されました。 枚方市及び京田辺市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月）を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることになったところです。 なお、本可燃ごみ広域ごみ処理施設の建設にあたっては、周辺住民及び環境保全の配慮が必要な施設等への配慮も含め、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価を適切に実施し、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。
14	配慮書 P2-82、83 環境保全について配慮が必要な施設、学校、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、保健医療施設、文化施設、診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、こども発達支援センター、京田辺市総ての施設です。 ごみ施設は絶対必要なものですが、何故枚方市民のものまで京田辺市で引き受けなければならないのですか。 少し費用が安くなる。それでは納得できません。	
15	配慮書 P2-165 京都府ごみ処理広域化計画の概要も大阪府の概要も各ブロックを示しながら突然大阪ブロックが京都に入ってくるのは納得できません。 広域化が大切なのは理解しますが、このような市民を無視したやり方はおかしい。	
16	配慮書 P2-166 京都府循環型社会計画の概要を記載されているなら、何故大阪府のごみを受け入れなければならないのか？ しっかり京都府は京都府民を守ってください。	

（２）計画段階配慮事項の選定について

No	住民等の意見	事業者の見解
17	配慮書 P3-3 計画段階配慮事項の選定について 本事業における計画配慮事項の選定にあたって事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、この文章はまったく京田辺市のことを考えていない。 自然、子供、市民、文化、文化財総てに影響を与えます。	現時点において、工事の実施と施設の存在及び供用の観点で、環境に及ぼす影響の可能性について検討した結果、適切な環境配慮により影響の低減に努めることなどより、重大な影響は回避できるものと考えています。従って、配慮書においては、計画段階でできる限り環境への配慮を行う観点から、設定する複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定し、調査、予測及び評価を実施したものです。 なお、方法書以降の手続きにおいては、影響の程度を客観的に示しつつ、周辺住民の安心・理解を得ることなどにも留意し、配慮書で選定した項目以外の項目も対象に、適切な項目の選定と調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、これに応じた対策を検討します。

(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
18	設定されている複数案のそれぞれに差異があることは理解できますが、その差異がどの程度のものかイメージしにくい印象を受けました。特に煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度に関する評価結果では、「全ての予測項目でB案のほうがA案より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。」と記載されていますが、差異があるのかないのかわかりにくい印象を受けました。	煙突排ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、A案（煙突高さ 100m）とB案（煙突高さ 59m）とのいずれについても重大な影響は生じることはないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。 なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計した将来濃度はいずれの案も同程度となります。 今後の環境影響評価手続きで作成する図書においては、できる限り内容を分かり易く示すよう努めます。
② 景観		
19	配慮書 P4-24 この写真では煙突は視認されないとありますが、煙突は2本見えることとなります。 あるところから、ちょっと写したらこうなりますと枚方はいっています。	配慮書 P4-24 の写真撮影の時期は、平成 29 年 2 月に行っており、一年を通して最も落葉している木が多い時期であり、樹木による遮蔽が最小であると考えます。このような状況のもと、当該眺望点で行ったフォトモンタージュでは、常緑樹と煙突位置が重なるため煙突は視認されないと評価しました。 なお、方法書段階以降においては、不特定多数の人が行き交うその他の場所からの煙突の見え方等についても調査、予測及び評価を行います。

(4) その他の環境影響について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
20	枚方東部清掃工場建設の時、恒風があるので枚方住民には被害がないと説明されたのでひどくショックを受け印象に残っている。 80mの煙突を100mにして、京田辺市へ総て送ると説明された。その時気象庁に問い合わせをした。	配慮書における煙突排ガスの予測は、既存の気象測定データ等を用いて行ったものですが、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、詳細な影響予測を改めて実施し、十分な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を行います。 なお、排ガスによる植物への影響については、配慮書に示した予測結果では、施設から排出される排ガスにより増加する寄与濃度は、最大でも現況の大気中に含まれるバックグラウンド濃度の1/100程度と十分に小さく、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計しても現況の濃度とほぼ変わらないと予測されることから、施設稼働により植物への新たな影響が生じることはないと考えています。
21	配慮書 P2-72 京田辺市では、山林、田が土地利用として多く近隣農家として茶畑、野菜づくりがさかんです。その自然のものにふりそそぐ0.00・・・といわれても困ります。 枚方市民のごみは当然枚方市民の考えで処理して下さい。 ナスやお茶は京田辺市の特産品です。 農家の人はこわいのでいえないとおっしゃいます。	
22	配慮書 P2-5 図 2.2.2 気象観測所位置図にあるように京田辺地域観測所は城陽市に近い位置にあります。 事業実施地とはまったく別の位置です。事業予定地ではかるべきです。	
② 騒音		
23	配慮書 p2-15 自動車騒音及び環境騒音測定位置図をみても意味不明。ほとんどの事業予定の車がどう通るかを見ることが大切です。	配慮書の第2章については、既存の文献資料等を用いて事業実施想定区域の周辺の環境がどのようになっているかを把握することが目的となっています。このため、本事業の関係車両の走行しない場所についても、騒音の状況を取りまとめています。 なお、本事業の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に京田辺市及び枚方市を結ぶ国道 307 号を走行する計画であり、その先においては、車両台数は分散されることが考えられることから、方法書以降の手続きにおいては、事業による負荷が大きくなる前記の区間を対象に、詳細な調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。
③ 水環境		
24	建設予定地における雨水は、建設予定地から見て国道 307 号手前に沿って存する水路に流出し東側（京田辺市外方面）に向かって流れ天神川を経て一級河川の木津川へ注ぎこむ。 開発に伴う治水対策事務処理マニュアルに準じ雨水貯留施設が必要です。 京田辺市では、お茶、ナス、農作物等に影響があります。十分に市民に説明する必要があります。	建設予定地では、造成に伴い裸地が生ずることから、開発行為を行う際には、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成 20 年 4 月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成 29 年 7 月、京都府）に基づき、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行います。 また、方法書以降の手続きにおいて、降雨時の濁水による影響を評価項目として選定し、調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。

No	住民等の意見	事業者の見解
25	配慮書 P2-23 公共下水道を使用するのは全部京田辺市側です。公共下水道料はどこが利用料を支払うのですか。 放出した時の水質の状況 PH、SS、BOD、COD、大腸菌群数、全窒素、全リン、亜鉛など水質の状況など、国か京都府か京田辺市か？などあたりまえに影響を受ける京田辺市がしっかりしてもらわないと困ります。 京田辺市はそんなのはかれない。組合が料金を支払うのとちがうか？京田辺市側は下水は流したらいい。大量の下水がどう流れるかも知ろうともしない人々に京都の自然が守れるのでしょうか。	施設から発生するプラント排水については場内で循環利用することを基本とし、余剰分と生活排水のみを下水道放流とする計画です。下水道への放流にあたっては、排水処理設備において適切な処理を行い、排除基準を遵守します。 また、下水道へ導水することに係る利用料については、枚方市及び京田辺市の両市で構成している枚方京田辺環境施設組合として支払うことになるため、京田辺市のみの負担となることはありません。
26	配慮書 P2-74 京田辺市松井ヶ丘ではまだ上水は地下水のみでまかなっています。自然に降る雨は地下水となり京田辺市民の口に入ります。 豊かな自然が残る京田辺市としては、行政の方々しっかり考えて下さい。	京田辺市松井ヶ丘地区における上水道の水源は、地下水を基本としつつ、一部京都府営水道で賄われています。 なお、施設の設置、稼働にあたっては、水質汚濁防止法及び下水道法の規定に基づき地下水汚染を生じさせない対策を講じます。
27	配慮書 P2-99 地下水保全要綱、これについては京都府が管轄とありますが、きちんと調べてくれるのですか。何という課が調べるのですか？	京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全等のため、京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年 12 月 30 日京田辺市告示第 114 号）を定め、一定の規模の地下水採取者に対して届出及び定期的な報告を義務付けています。この所管は、京田辺市環境課となります。
④ 地形・地質		
28	建設予定地の地質は田辺礫層（06）に相当する地すべり地です。	建設予定地の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。
29	配慮書 P2-36 活断層データベースによると調査地域に活断層は分布していないとあるが、活断層よりもっと怖いといわれる撓曲（とう曲）がある。	撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」（平成 3 年）によると、建設予定地周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布していますが、事業実施想定区域内には、それらは分布していません。
30	配慮書 P2-114 事業実施区域は土砂災害警戒区域です。	事業実施想定区域の一部は、平成 28 年 3 月 28 日付けで京都府より土砂災害警戒区域（田辺 2（新こ 1005-2）及び田辺 3（新こ 1005））として土砂災害警戒区域の指定を受けています。ただし、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、住民の方が土砂災害のおそれのある箇所を確認し、災害への備えや警戒避難に役立てるために公表されているものであり、法的な規制はありません。 このため、開発の制限や開発時の許可等は必要ありませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めます。

No	住民等の意見	事業者の見解
⑤	自然環境	
31	配慮書 P1-15 自然環境について この点が最大の問題点です。 木津川流域は希少植物、魚、蝶とまだ豊かな緑や自然が残り残さねばならない特別な地域です。 枚方市のように早くひらけた地域では、まだ住民自身が転入者が多くその良さに気づいていません。しっかり住民に説明することが大切です。 京都府の絶滅危惧種もあります。	配慮書においては、既存の文献資料等により動植物の分布情報を整理しましたが、方法書以降の手続きにおいては、現地における詳細な調査を行い、希少な動植物の分布状況も十分に把握したうえで、影響の予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します
32	配慮書 P2-36 動植物の生息又は生育及び生態の状況 これほど多くの動植物が生育しているところは、京都府内では少なくなった。何故このことをしっかり京田辺市民、京都府民は考えて下さらないのでしょうか？ 失った自然は何億円出しても取り戻す事はできません。京都で生まれ京都で育った私はやっぱり緑豊かな自然を大切にしていきたい。	
33	配慮書 P105 図 2-2.31 保安林 ほとんどが京田辺市です。どれだけ京田辺市には自然が残っているか。京田辺市役所の方々には京田辺市を守ってください。京都府職員の方々には京都府民を守ってください。	
34	配慮書 P2-167 京田辺市は望ましい環境像を描きながら、現実には自然の破壊が続いている。現在、他市町村と違って人口増が続く京田辺市は山々が切りさかれ建築が進み、どんどん自然破壊が続いています。道路にはゴミのポイ捨てなど、緑の山々、木々破壊が耐えられない。	
35	甘南備山生活環境保全林について 甘南備山は市街地から近く豊かな自然条件にめぐまれていることから京都府において昭和 62 年（1987）から生活環境保全林業が甘南備山 84 ヘクタール全域を対象とし、その内 25.6 ヘクタールを整備区域として多種類の木々をゾーンごとに植林し、管理道路や林内遊歩道、防火貯水池など整備し豊かな木々や植物、花、野鳥、昆虫など京都府民、京田辺市民、他市の人々から愛されている生活保全林です。お正月など列が続くにぎわいです。 そのような所に巨大なごみ施設はいりません。	生活環境保全林は、林野庁の治山事業の一環で指定されているものであり、事業実施想定区域近傍では、甘南備山が指定されています。 事業実施想定区域は甘南備山の範囲に含まれておらず、当該保全林の伐採等を行うことはありません。ただし、事業実施想定区域は、甘南備山の近傍に位置することから、方法書以降の手続きにおいては、植物、動物、生態系及び人と自然との触れ合い活動の場を評価項目として選定し、現地における調査を行ったうえで予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します

No	住民等の意見	事業者の見解
⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場		
36	配慮書 P2-65 人と自然の触れ合い活動の場 開発がすでに終わりに近づいた枚方市と京田辺市では自然との触れ合いの場は違います。人口やっと 6 万 8 千の市と、すでに 40 万人の枚方市ではまったく異なります。少し残っている京田辺市甘南備山周辺を京田辺市民、京都府民、周辺市民の自然の触れ合いの場として残して下さい。お正月には初のぼりとして列が続く市民の触れ合いの場です。	既存文献資料によると、事業実施想定区域の近傍では、ハイキングコース等を有する甘南備山等が分布していますが、本事業の実施により、それらの人と自然の触れ合い活動の場を改変することはありません。 方法書以降の手続きにおいては、人と自然の触れ合い活動の場も評価項目として選定し、調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します。
⑦ 文化財		
37	配慮書 P2-173～174 文化財及び埋蔵文化包蔵の状況 文化財保護法及び埋蔵文化包蔵の状況 京田辺市では多数文化財がある数えきれない遺跡もある。 教育総務室、文化振興室など対応がない。まだ考えられてもいない。問題と考えていない。	既存文献資料によると、事業実施想定区域においては文化財及び周知の埋蔵文化財は存在していないため、これらを改変することはないと考えています。 なお、事業の実施にあたっては、工事時に埋蔵文化財が確認された場合等においては、文化財保護法に基づき適切な記録・保存を行います。
⑧ 廃棄物等		
38	配慮書 P2-101 図 2-2.29 廃棄物が地下にある区域、青印点 以前、京田辺市側に流出しているとして問題になりましたが市民に十分な説明もなく、うやむやになったように思っています。 現在はどうなっているのですか。説明してください。	意見で言及されている場所は、配慮書 P. 2-101 の図に示す NO. 4 の箇所、元下水道汚泥処分地であると思われます。当該箇所は、安全対策工事完了後の平成 18 年 4 月に、枚方市元下水汚泥処分地安全対策委員会「処分地の現状は、周辺環境に悪影響を及ぼすものではないと言える。以上の現状から判断する限り、今後の対応については通常の廃棄物処分場跡地と同様の管理を行うことで差し支えないと考えられる。」と枚方市へ最終報告されています。 その結果を踏まえ、枚方市では、当該地の管理を継続して行っていくとともに、上部利用として平成 27 年から東部スポーツ公園を開設されています。

No	住民等の意見	事業者の見解
⑨	温室効果ガス等	
39	配慮書 P1-10 資源循環性余力な電力を電力会社に売却とあるが現在電力を買うところはない。	既存の枚方市東部清掃工場では、開設時は余剰電力を関西電力に売却していましたが、電力自由化以降、現在は競争入札により他の電力会社に売却しています。このように、可燃ごみ広域処理施設においても、余剰電力の売却は可能と考えています。
40	配慮書 P2-162 京都府地球温暖化対策推進計画によれば、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 40%削減するとしています。京都府地球温暖化対策室によると、平成 32 年度までに平成 2 年と比べて 25%を削減するのを目標にしているが、26 年度では 15%しか削減できていません。 できていない上に枚方市 40 万人分のごみを燃やすとなると京都府としては責任を果たせません。自分の課だけでなく京都府全体を考えた仕事をしてほしい。枚方市の横暴です。	一般廃棄物の焼却処分を広域で行っている場合は、市町村の処理量ごとで排出量を推計するとされており、温室効果ガスの排出量を処理場の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させるため、枚方市分が京都府地球温暖化対策推進計画に影響を及ぼすことはありません。 なお、本施設については、ごみの焼却時に発生する熱を利用して、発電を行う計画であり、両市のごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に貢献することができると考えています。

(5) その他

No	住民等の意見	事業者の見解
41	平成 28 年 5 月 31 日付け総務大臣からの許可を受けたとあるが、情報公開ではほとんど枚方側の考えで京田辺市住民の声は後に少しだけ。住民はほとんど知らない。	枚方市及び京田辺市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成 26 年 12 月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。 それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成 28 年 5 月 31 日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。 組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の意見も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。
42	配慮書 P1-12 国道 307 号、700m 京田辺市側を走ることになるが、その整備費等の負担額などない。 国道であるが、整備等は京田辺市がするといっている。まわりの自然状態などダンプが走り続けることの自然破壊が心配。どう配慮するのか？	本事業の工事車両や廃棄物運搬車両等の走行による道路沿道環境への影響については、方法書以降の手続きにおいて、詳細な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を検討していきます。 なお、現在国道 307 号で行われている線形改良工事については、京田辺市ではなく、京都府が実施しています。

4-3 配慮書についての知事の意見の概要及び事業者の見解

条例第7条の6の規定により、配慮書についての知事意見が平成29年8月17日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定すること。また、煙突高さは、住民意見にも十分に配慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関する事項を考慮して決定すること。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。	造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、参考として施設稼働時の影響も考慮して決定します。また、煙突高さは住民意見に配慮し、大気質及び景観への影響を考慮して決定します。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載します。

(2) 個別事項

1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味して適切に調査等を行うこと。	施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値ほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価を行います。また、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味できるよう調査等を行います。
本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。	地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加と、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷を考慮し、準備書において必要に応じ全体としての負荷量の変化にも着目した評価を行います。

2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道307号において、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間があることから、工事用車両による影響だけでなく、施設関係車両による騒音・振動の影響についても、適切に調査等を行うこと。	騒音の調査地点は、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間を考慮し、主要な車両走行ルートとなる国道307号に調査地点を設定して、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振動の影響について調査等を行います。

3) 水質

知事の意見	事業者の見解
工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。	工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。

4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認されており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣保護区が存在することから、現況調査を実施するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めること。	平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査などの地域の動植物調査結果や、事業実施想定区域に近接する鳥獣保護区に留意して現況調査を実施します。また、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めます。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
煙突及び建物の景観については、遠い眺望点からの評価だけにとどまらず、近景についても適切な地点を選定し、調査等を行うこと。なお、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこと。	煙突及び建物の景観については、国道307号沿道などの近景のほか、人々が日常的に利用している場等を調査地点として選定し、調査等を行います。 国見山からの眺望については、視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は指標を下回ります。また、眺望地点はハイキングコースでは無く、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます(図4-3.1及び図4-3.2参照)。
建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化も十分検討すること。	建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定します。 また、敷地内の緑化も検討します。

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。	ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関して予測及び評価を行います。 また、計画の検討にあたっては実行可能な最大限の排出抑制策を検討のうえ、焼却に伴う熱を利用した発電等の温室効果ガスの排出抑制の状況も含め予測及び評価を行います。

■ 国見山からの眺望について（参考）

国見山からの眺望については、図 4-3. 1に示すとおり視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立にくく、仰角の変化は0.1度であり指標の18度を下回ります。

また、国見山から視認できる眺望地点は、図 4-3. 2に示すとおりハイキングコースから分岐した、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます。



2017年9月写真撮影

図 4-3. 1 眺望景観の変化の予測結果（国見山）



出典：電子国土web（国土地理院）

図 4-3. 2 国見山から視認できる眺望地点

第5章 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年、京都府告示第276号）に基づき、以下のとおりとした。

5-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施（以下、「工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下、「供用時」という。）において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表 5-1.1に示す。

表 5-1.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事中	造成等の工事による一時的な影響	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。また、造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）の一時的発生がある。
	建設機械の稼働	造成工事や工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用の資材及び建設機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、一時的に裸地面の発生があり、降雨時に対象事業実施区域外へ濁水が流出する可能性がある。
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	新たに造成後の土地及び工作物が出現する。
	施設の稼働	ごみ焼却施設が稼働する。
	施設利用車両の運行	廃棄物の運搬車両等、ごみ焼却施設の施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

5-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 5-2.1に示す。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の14項目である。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、項目の見直しを行うものとする。

表 5-2.1(1) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分			影響要因の区分	工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれる二酸化硫黄による大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分は非常に少ないため、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響は殆どないと考えられることから選定しない。
			浮遊粒子状物質		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。
			一酸化炭素								一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況である。また、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に含まれる一酸化炭素も少なく、大気質への影響は殆どないと考えられることから選定しない。
			窒素酸化物		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。
			ダイオキシン類						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれるダイオキシン類による大気質への影響を検討するため選定する。
			光化学オキシダント								光化学オキシダントは窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物は、窒素酸化物の項において選定している。
			ベンゼン								施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少なく（１％以下）、また、全国的に環境基準は達成されている状況であることから選定しない。
			トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン								本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定しない。

表 5-2.1(2) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分				工事中				供用時				環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境要素の区分												
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	有害物質 (塩化水素、水銀)						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている主な有害物質の中では塩化水素及び水銀による大気質への影響を検討するため選定する。	
			粉じん	●							工事中の造成工事に伴い一時的に裸地面が出現し、粉じんの発生が考えられることから選定する。	
		騒音及び超低周波音	騒音レベル		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。	
			超低周波音圧レベル						●		供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場からの超低周波音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。	
		振動	振動レベル		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の発生があることから、その影響を検討するため選定する。	
		悪臭	悪臭						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設からの漏洩により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため選定する。	
	水環境	水質	水質汚濁								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。	
			水の濁り(SS)				●				工事中の造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため選定する。	
		底質	底質汚染								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、また、地下への浸透防止対策により、地下浸透しないことから、選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。	
		地下水の水質及び水位	地下水の水質								本事業では通常時に地下水の揚水を行わないこと、周辺での井戸等の利用がないこと、地下構造物としてごみピットを設置するが地下水流動を分断するような長大構造物ではないことから選定しない。	
			地下水の水位									

表 5-2.1(3) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分				工事中				供用時				環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象	●								工事の実施に伴い、造成等による地形の改変を行うことから選定する。
		地盤	地盤沈下									本事業では通常時に地下水の揚水を行わないことから選定しない。
		土壌	土壌汚染	●								対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には、工事に伴い周辺への影響が生じる可能性があることから、選定する。
	その他の環境		日照障害									供用時に対象事業実施区域内に新たな工作物が出現するものの、近傍に住居等の保全対象がないことから選定しない。
			電波障害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種・注目すべき生息地	●	●			●	●			工事の実施及び供用時の工作物の存在等に伴い対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息・生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があることから選定する。 なお、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、排出ガス中の大気汚染物質の濃度は十分低いものと想定され、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていないことから、植物生育環境としての土壌については選定しない。
			重要な種及び群落	●				●				
	植物		植物生育環境としての土壌									
			地域を特徴づける生態系	●	●			●	●			
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●				供用時に、対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため選定する。
			主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●		●	●	●		工事中の工事用車両の運行及び供用時の工作物の存在、施設の稼働並びに施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから選定する。

表 5-2.1(4) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分			工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
予測及び評価されるべき環境要素 環境への負荷の量の程度により	廃棄物等	廃棄物	●							● 工事中にはがれき類や廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴う焼却残さ等の廃棄物が発生することから選定する。
		建設工事に伴う副産物(残土等)	●							工事中には残土が発生することから選定する。
	温室効果ガス等	温室効果ガス(二酸化炭素等)		●	●			●	●	工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから選定する。
		オゾン層破壊物質(フロン等)								本事業の実施によって、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれないため選定しない。
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観								対象事業実施区域には歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等								対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
		埋蔵文化財包蔵地								対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。

第6章 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年4月13日、京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、調査の手法を表 6-1、予測及び評価の手法を表 6-2のとおりとした。また、各調査地点をまとめた図を図 6-1に示す。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、手法の見直しを行うものとする。

表 6-1(1) 調査の手法

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等		
大気質	既存資料調査		「京都府環境白書」(京都府)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度		
	一般環境大気質	降下ばいじん	サンプリング分析	対象事業実施区域 ： 1 地点	4 季各 30 日間 (1 検体/月)		
			ダストジャーによる捕集法、重量法 (測定高さ：地上2～5m)				
		二酸化硫黄 (SO ₂)	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域及び その周辺： 5 地点	対象事業実施区域： 通年 (1 時間値測定)		
			溶液導電率法又は紫外線蛍光法 (測定高さ：地上1.5m)				
		浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)	周辺 4 地点： 4 季各 7 日間 (1 時間値測定)			
			窒素酸化物 (NO _x ：NO, NO ₂)		ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ： 地上1.5m)		
				サンプリング分析 (簡易測定)	対象事業実施区域及び その周辺： 5 地点	4 季各 7 日間 (1 検体/日)	
			PTIO法 (測定高さ：地上1.5m)				
		ダイオキシン類	サンプリング分析 (簡易測定)	対象事業実施区域及び その周辺： 5 地点	4 季各 7 日間連続測定 (1 検体)		
			ハイボリューム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計 による方法 (測定高さ：地上3m)				
	塩化水素 (HCl)	濾紙捕集後、イオンクロマトグラフ法 (測定高さ：地上1.5m)		4 季各 7 日間 (1 検体/日)			
	水銀 (Hg)	金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法 (測定高さ：地上1.5m)					
	沿道大気質	浮遊粒子状物質 (SPM)	ステーション設置による自動連続測定	搬入路沿道： 2 地点	4 季各 7 日間 (1 時間値測定)		
			ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)				
		窒素酸化物 (NO _x ：NO, NO ₂)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ：地上1.5m)				
	気象	既存資料調査		「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
地上気象		風向・風速	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域	1 年間連続 (毎時10分間)		
			風車型微風型風向風速計 (測定高さ：地上約10m)			対象事業実施区域周辺 ： 7 地点	4 季各 30 日間 (毎時10分間)
			搬入路沿道： 2 地点			4 季各 7 日間 (毎時10分間)	
		日射量	全天日射計 (測定高さ：地上約3m)	対象事業実施区域	1 年間連続 (毎時10分間)		
		放射収支量	放射収支計 (測定高さ：地上1.5m)				
気温・湿度		隔測温湿度計 (測定高さ：地上1.5m)	1 年間連続 (毎正時値)				
高層気象		風向・風速 気温	現地観測		4 季各 7 日間 (8 回/日： 3 時間毎)		
			GPSゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)				

表 6-1(2) 調査の手法

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
騒音	既存資料調査		「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度
	騒音の状況	環境騒音	現地実測(騒音計で測定) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に規定する日本工業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	対象事業実施区域：1 地点	2 回(平日・休日)各24時間
		道路交通騒音		搬入路沿道：2 地点	2 回(平日・休日)各24時間
	道路の状況等の沿道等	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、パッカー車	搬入路沿道：2 地点	2 回(道路交通騒音と同時、平日・休日)各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		
超低周波音	超低周波音の状況	超低周波音(G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル)	現地実測(低周波音圧レベル計で測定) 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に規定する方法	対象事業実施区域：1 地点	2 回(平日・休日)各24時間
振動	既存資料調査		「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度
	振動の状況	環境振動	現地実測(振動計で測定) 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に規定する方法、日本工業規格 Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	対象事業実施区域：1 地点	2 回(平日・休日)各24時間
		道路交通振動		搬入路沿道：2 地点	2 回(平日・休日)各24時間
	地盤の状況	地盤卓越振動数	現地実測 振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析(大型車10台程度測定)	搬入路沿道：2 地点	1 回
	道路の状況等の沿道等	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、パッカー車	搬入路沿道：2 地点	2 回(道路交通振動と同時、平日・休日)各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		

表 6-1(3) 調査の手法

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
悪臭	既存資料調査		「京都府環境白書」(京都府)、「ひらかたの環境」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	悪臭の状況	特定悪臭物質濃度(22物質)	サンプリング分析 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)	対象事業実施区域 : 1 地点	2 回(夏季、冬季)
		臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)	対象事業実施区域及び周辺: 5 地点	
	気象の状況	気温、湿度、風向、風速、天候	現地実測 (簡易風向風速計、温湿度計による測定)		
水質	既存資料調査		「京都府環境白書」(京都府)、「ひらかたの環境」(枚方市)、「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	水質汚濁物質の濃度等の状況	降雨時の濁水(SS)	サンプリング分析	対象事業実施区域周辺: 雨水排水地点 1 地点	降雨時 2 回
		天候、水温、色、透視度、濁度	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法(付表9 浮遊物質質量(SS)の測定方法)等		
	水象の状況	流量	現地実測(サンプリング測定) (日本工業規格 K0094「工場用水・工場排水の試料採取方法」の8. 流量の測定に規定する方法)		
	土質の状況	土壌の沈降特性	サンプリング分析	対象事業実施区域	1 回
			日本工業規格 M 0201「選炭排水試験方法」の12. 土壌沈降試験に基づく測定		
重要な地形・地質及び自然現象	既存資料調査	「土地分類基本調査(地形分類図)」、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、航空写真、ボーリング柱状図等を対象に収集整理		対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期
土壌汚染	既存資料調査	過去の航空写真、土地登記簿等を対象に収集整理		対象事業実施区域及びその周辺	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間

表 6-1(4) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
動物	既存資料調査		「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)」、「大阪府鳥類目録2016」(日本野鳥の会大阪支部)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺 既存資料の対象時期
	陸生動物	ほ乳類	目撃調査、フィールドサイン法、トラップ法	対象事業実施区域及びその周辺約200m 4季(春季、夏季、秋季、冬季)
		鳥類	ラインセンサス法、定点記録法	
		猛禽類	定点記録法	対象事業実施区域及びその周辺約1,000m 繁殖期(2～8月)
		両生類、は虫類	現地確認調査	対象事業実施区域及びその周辺約200m 3季(春季、夏季、秋季)
	水生動物	昆虫類	任意採取調査、トラップ採集調査(ライト・トラップ法、ベイト・トラップ法)	
		魚類	直接観察調査、採取による調査(モンドリ法、投網法、タモ網法等)	
		底生動物	定量採取調査、定性採取調査	4季(春季、夏季、秋季、冬季)
植物	既存資料調査		「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺 既存資料の対象時期
	水生植物・	植物相の状況	踏査による生育種の記録	対象事業実施区域及びその周辺約200m 3季(春季、夏季、秋季)
		植生の状況	踏査による群落の分布状況の記録、コドラート調査	
生態系	既存資料調査		「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)」、「大阪府鳥類目録2016」(日本野鳥の会大阪支部)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺 既存資料の対象時期
	動植物その他の自然環境に係る概況		既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	対象事業実施区域及びその周辺約200m 4季(春季、夏季、秋季、冬季)
	複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況			

表 6-1(5) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
景観	既存資料調査	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	主要な眺望景観の状況	現地踏査、写真撮影	対象事業実施区域周辺：5 地点	2 季（着葉季、落葉季）
人と自然との活動の場	既存資料調査	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	現地踏査及び聞き取り、写真撮影等	対象事業実施区域周辺：2 地点	2 回（平日及び休日）
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況、利用環境等			

表 6-2(1) 予測及び評価の手法

予測項目			予測の基本的な手法		予測地域・地点	予測対象時期等	評価の手法
大気質	工事中	造成工事	粉じん	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	対象事業実施区域周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価
		建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	対象事業実施区域周辺（着地濃度が最大となる地点）		
		工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道：2地点		
	供用時	煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値及び1時間値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施） [1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域を中心とした調査地域の範囲 ：最大着地濃度地点及び周辺の一般環境大気質の調査地点4地点	事業活動が定常状態となる時期	
			ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）			
			塩化水素濃度の1時間値	[1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）			
		施設利用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道：2地点	事業活動が定常状態となる時期	

表 6-2(2) 予測及び評価の手法

予測項目				予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等	評価の手法
騒音	工事中	建設機械の稼働	建設作業騒音 (騒音レベル90%レンジ上端値)	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」(平成20年日本音響学会誌64巻4号)に基づく数値計算	対象事業実施区域周辺 (騒音レベルが最大となる地点)	工事の実施による環境影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価
		工事用車両の運行	道路交通騒音 (等価騒音レベル)	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」(平成26年、日本音響学会誌70巻4号)に基づく数値計算	搬入路沿道：2 地点		
	供用時	施設の稼働	工場事業場騒音 (騒音レベル90%レンジ上端値)	「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式による数値計算	対象事業実施区域周辺 (騒音レベルが最大となる地点)	事業活動が定常状態となる時期	
		施設利用車両の運行	道路交通騒音 (等価騒音レベル)	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」に基づく数値計算	搬入路沿道：2 地点	事業活動が定常状態となる時期	
超低周波音	供用時	施設の稼働	超低周波音(G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
振動	工事中	建設機械の稼働	建設作業振動 (振動レベル80%レンジ上端値)	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
		工事用車両の運行	道路交通振動 (振動レベル80%レンジ上端値)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された振動の伝搬計算式による数値計算	搬入路沿道：2 地点		
	供用時	施設の稼働	工場事業場振動 (振動レベル80%レンジ上端値)	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
		施設利用車両の運行	道路交通振動(振動レベル80%レンジ上端値)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された振動の伝搬計算式による数値計算	搬入路沿道：2 地点	事業活動が定常状態となる時期	

表 6-2(3) 予測及び評価の手法

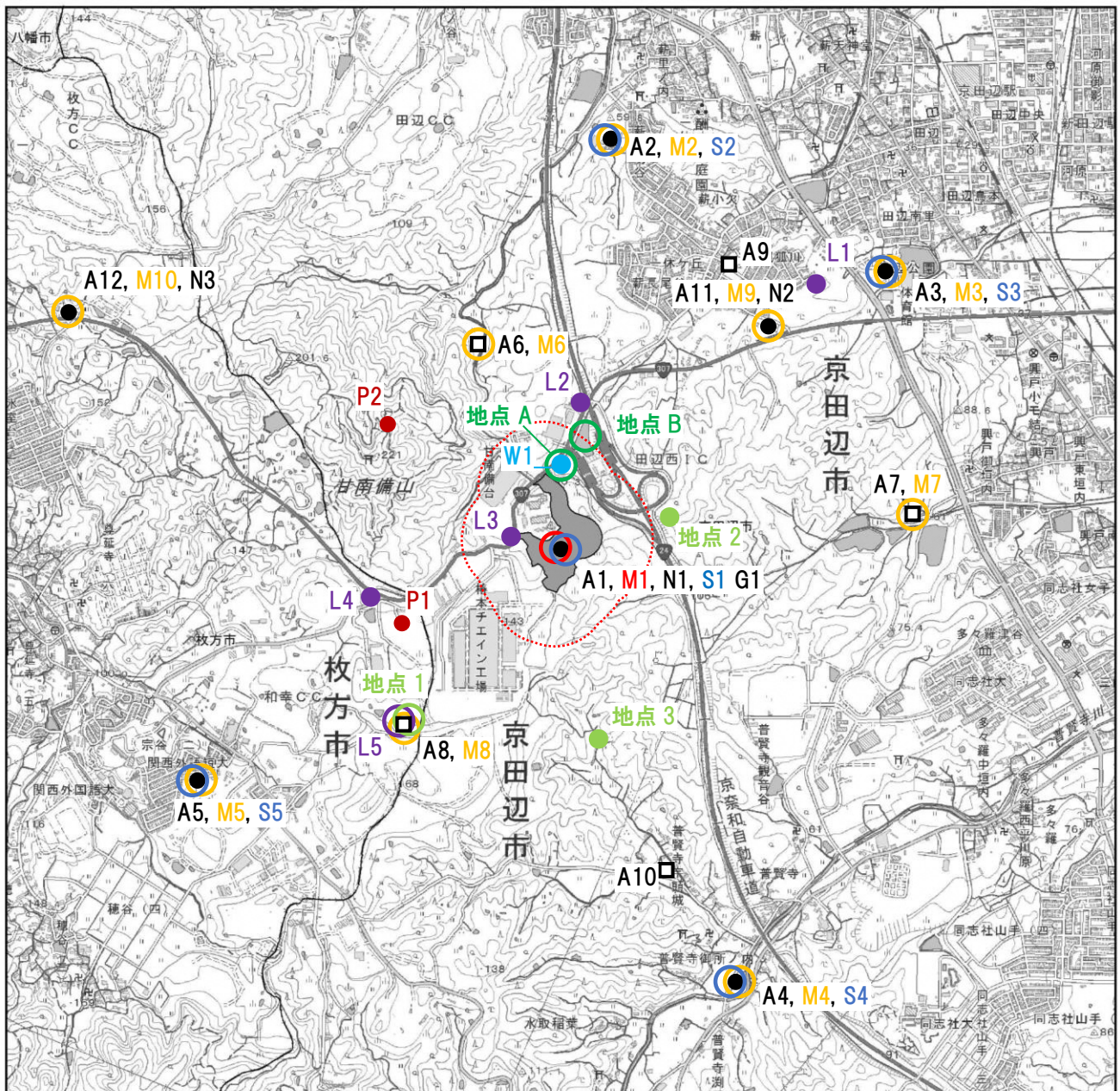
予測項目				予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等	評価の手法
悪臭	供用時	煙突排出ガス	臭気指数	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域周辺：最大着地濃度地点	事業活動が定常状態となる時期	環境影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価
		施設からの悪臭原因物の漏洩	・「悪臭防止法」で敷地境界線規制（1号規制）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 ・臭気指数	類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づく定性的な予測	対象事業実施区域敷地境界		
水質	工事中	雨水の排水	降雨時の濁水（浮遊物質（SS））	沈降理論式による予測	対象事業実施区域周辺：雨水排水地点1地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
重要な地形・地質及び自然現象	工事中	造成等の工事による一時的な影響	重要な地形・地質及び自然現象	重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の改変の程度	対象事業実施区域	地形改変後の土地及び新たな工作物の完成後	環境影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価
土壌汚染	工事中	造成工事等	土壌汚染	土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の改変やそれに伴う影響の程度等を把握する。	対象事業実施区域及びその周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期	

表 6-2(4) 予測及び評価の手法

予測項目			予測の基本的な手法		予測地域	予測対象時期等	評価の手法
動物	工事中	造成工事	動物	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価
		建設機械の稼働					
	供用時	土地及び工作物の存在					
		施設の稼働					
植物	工事中	造成工事	植物	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
	供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期	
生態系	工事中	造成工事	生態系	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
		建設機械の稼働					
	供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期	
		施設の稼働					

表 6-2(5) 予測及び評価の手法

予測項目			予測の基本的な手法		予測地域・地点	予測対象時期等	評価の手法
景観	供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	主要な眺望景観の状況	フォトモンタージュ法	対象事業実施区域周辺：5 地点	新たな工作物の完成後	環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価
人と自然との触れ合いの活動の場	工事中	工事用車両の運行	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺：2 地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
	供用時	土地及び工作物の存在				新たな工作物の完成後	
		施設の稼働				事業活動が定常状態となる時期	
		施設利用車両の運行					
廃棄物等	工事中	造成等の工事	廃棄物の種類、発生量	工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握	対象事業実施区域	工事期間	
	供用時	廃棄物の発生		対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握		事業活動が定常状態となる時期	
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	温室効果ガスの排出量	最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省、経済産業省）に基づき算定	対象事業実施区域及びその周辺	工事期間	
		工事用車両の運行					
	供用時	施設の稼働				施設の稼働が定常状態となる時期	
		施設利用車両の運行					



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境大気質 (A1~A5)
 - 降下ばいじん : A1
 - 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀 : A1~A5
- : 沿道大気質 (A11、A12)
 - 浮遊粒子状物質、窒素酸化物
- : 窒素酸化物 (サンプリング分析) (A6~A10)
- : 気象 (地上気象・上層気象) (M1)
- : 気象 (風向・風速) (M2~M10)
- : 環境騒音・振動、超低周波音 (N1)
 - 道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、交通量、走行速度 (N2、N3)
- : 悪臭 (S1~S5)
 - 特定悪臭物質濃度 : S1
 - 臭気指数 : S1~S5
- : 土壌沈降試験 (G1)
- : 水質 (SS、濁度、透明度、流量) (W1)
- : 動物・植物・生態系
 - 魚類、底生動物 (地点 A、地点 B)
 - 猛禽類 (地点 1~地点 3)
- : 景観 (L1~L5)
- : 人と自然との触れ合いの活動の場 (P1、P2)

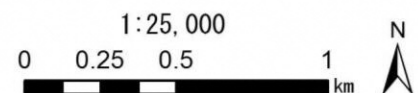


図 6-1 現地調査地点 (まとめ)

第7章 その他規則で定める事項

7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 7-1.1に示す。

表 7-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規程の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

7-2 方法書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

代表者：妹尾 嘉之

所在地：大阪府大阪市中心区城見1-4-70